

第3次 銚田市男女共同参画計画

# あなたと私のチャレンジプラン

～ 男女共同参画社会への<sup>みちしるべ</sup>道標 ～



平成30年3月  
銚田市



ごあいさつ

近年、本格的な人口減少や少子高齢化が進み、人口減少時代の到来による労働人口や生産年齢人口の減少が危惧され、産業構造・社会経済情勢が大きく変化しています。

そのような中で、銚田市においても新たな成長分野を支えていく人材の確保は急務であり、女性が持つ潜在的な能力や個性を十分発揮することが、社会の活性化にとって必要不可欠となり、働き続けたいと考えている女性の仕事と生活の両立が図られ、その能力を発揮できるよう、あらゆる分野において男女がともに協力し合い、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをさらに推進していくため、第3次銚田市男女共同参画計画「あなたと私のチャレンジプラン～男女共同参画社会への道標～」を策定いたしました。

男女共同参画社会を実現するには、性別で生じる不平等をなくし、男女共同参画の考え方のもと、皆が手を取り合い協力していく必要があります。新たな計画では基本理念を【「意識」がかわる、「社会」がかわる、「働き方」がかわる、「銚田」がかわる ～男（ひと）と女（ひと）の想いを紡ぐまち～】と設定し、施策達成に向けた基本目標を「男女（ひと）」と「意識」をつむぐ、「男女（ひと）」と「社会」をつむぐ、「男女（ひと）」と「働き方」をつむぐ、と位置付けました。

また、男女があらゆる分野に参画しやすい社会づくりをめざし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、女性の活躍推進など、新たに取り組むべき課題を盛り込んでいます。

今後は、この計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に力を注いでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様、それぞれの分野から貴重なご意見・ご提案を賜りました銚田市男女共同参画計画策定委員の皆様には厚く御礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



平成 30 年 3 月

銚田市長 岸田 一夫

## [目次]

第1章	はじめに	1
1	策定の趣旨と背景	1
2	計画の性格と位置付け	2
3	計画の名称	3
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制	3
6	国・県の動き	4
7	銚田市の動き	4
第2章	銚田市の現状	5
1	人口の推移	5
2	世帯数の推移	7
3	婚姻・離婚・未婚率の推移	8
4	就業率の推移	10
5	男女共同参画社会に関する市民意識調査結果概要	14
6	第2次計画の評価	33
第3章	基本計画	34
1	基本理念	34
2	基本目標	35
3	計画の体系	36
第4章	施策の展開	37
I	「男女(ひと)」と「意識」をつむぐ	37
II	「男女(ひと)」と「社会」をつむぐ	42
III	「男女(ひと)」と「働き方」をつむぐ	57
第5章	計画の推進	64
1	計画の推進体制	64
2	計画の評価方法	64
資料編		65
1	関連法令	65
2	第3次銚田市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	108
3	第3次銚田市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	110
4	市長への報告文	111

5	第3次銚田市男女共同参画計画策定庁内ワーキングチーム設置要綱 .....	112
6	計画策定の経緯 .....	114
7	用語集 .....	115



## 第1章 はじめに

### 1 策定の趣旨と背景

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことであり、また、日本国憲法の第14条第1項には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明記されています。これらのもと、昭和61年4月の「男女雇用機会均等法」、平成11年6月の「男女共同参画社会基本法」、平成27年8月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの法律や制度が整備され、全国的な男女共同参画の推進が図られてきました。

現在の我が国は、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来に加え、核家族化が進み、子育てや介護等、家庭や地域でお互いに助け合い支え合う機能が弱まるなど社会環境の変化が見られています。これは銚田市においても例外ではなく、労働人口や生産年齢人口の減少が危惧されるなかで、男女共同参画社会の実現が必要不可欠になっています。

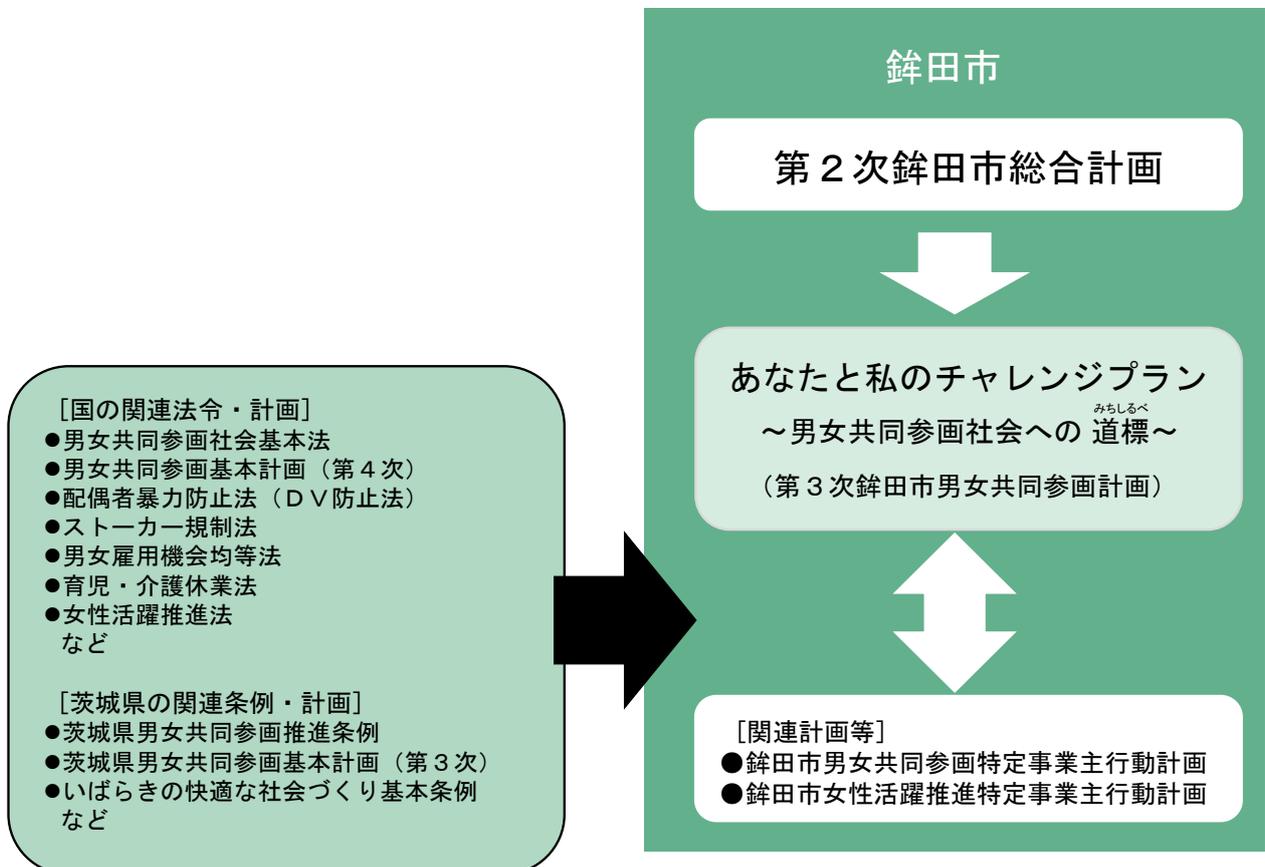
また、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）などの被害や、児童・高齢者等への虐待などが増加し、女性や子どもの人権が侵害されている問題が深刻化しているほか、スマートフォン等の普及により、SNS等を介したトラブルなども増加しており、それらの根絶に向けた社会的な取り組みが重要になっています。

銚田市においては、平成19年3月に「銚田市男女共同参画計画」を、平成25年3月に「銚田市男女共同参画計画（改定版）」（現計画）を策定し、「一人ひとりの「らしさ」が輝き男女（ひと）が響き合うまち ほこた」を基本理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

本計画は、現計画が平成29年度をもって終了することから、これまでの取り組み状況の検証や社会情勢の変化、市民意識調査の結果等を踏まえ、本市における課題を明らかにすることで、より一層の男女共同参画社会の実現を目指し、「第3次銚田市男女共同参画計画」として策定するものです。

## 2 計画の性格と位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を勘案した計画です。
- (3) 本計画は、「第2次銚田市総合計画」の部門別計画の一つであり、関連する市の部門別計画と整合性を図り策定します。
- (4) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含みます。



### 3 計画の名称

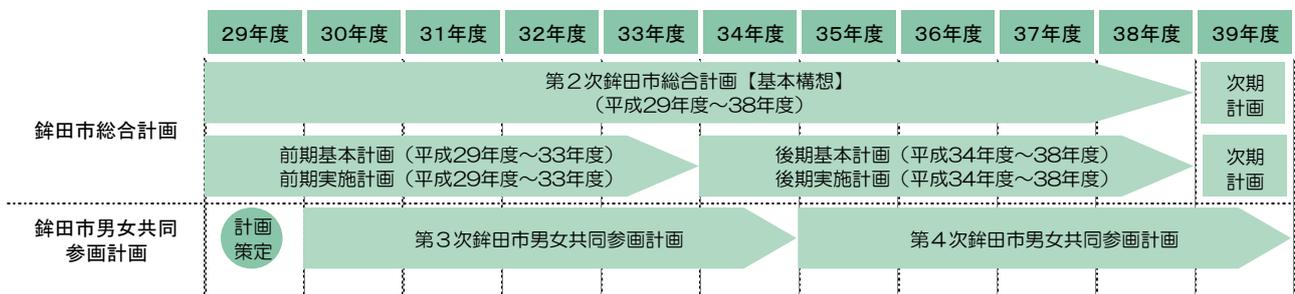
## あなたと私のチャレンジプラン ～男女共同参画社会への道標～

男女共同参画社会の実現に向けては、1人の力で成し得るものではなく「あなたと私」（他のだれかと私自身、市民と行政 など）すなわち1人ひとりの協力が非常に重要となります。本計画が男女共同参画社会の実現に向けた道標となり、各取り組みに「あなたと私」でチャレンジしていく事が出来るように、という想いが込められた名称になっています。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度～34年度までの5年間とします。

また、法律の改正等男女共同参画をとりまく情勢が大きく変化した場合は、随時見直すものとしします。



※元号については、策定当時のものを記載しています。

### 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、平成29年3月から4月にかけて市民意識調査である「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施したほか、市内外で活躍する各年代の男女6名ずつ(計12名)からなる「銚田市男女共同参画策定委員会」や、庁内検討組織などにおいて協議し、策定しました。

また、計画案に対する市民の意見公募として、平成30年1月25日～平成30年2月23日までパブリックコメントを行いました。

## 6 国・県の動き

国においては、平成 26 年に閣議決定した『「日本再興戦略」改訂 2014』において、わが国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えるものと位置付け、女性の更なる活躍推進に向けた施策を示しました。

とりわけ、出産、子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、成長戦略の柱であると位置付けています。

これらを踏まえ、「第 4 次男女共同参画基本計画」が平成 27 年 12 月に閣議決定されました。国の計画としては、1. あらゆる分野における女性の活躍、2. 安全・安心な暮らしの実現、3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備という 3 本柱を設定し、施策の選択と集中、推進体制の強化により、真に実効性のある計画としています。

さらに、平成 27 年 8 月には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されています。

茨城県においては、平成 26 年度に県民意識調査を実施し、平成 28 年 3 月に 3 つの基本目標と 10 の重点課題からなる「茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）～人が変わる 組織が変わる 社会が変わる～」を策定しました。

## 7 銚田市の動き

銚田市は、合併後の平成 18 年に「銚田市男女共同参画計画」を平成 25 年 3 月には「銚田市男女共同参画計画（改定版）」を策定し、「一人ひとりの「らしさ」が輝き、男女（ひと）が響き合うまち ほこた」の基本理念のもと、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

平成 29 年度には、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施し、市民意識の把握を行いました。調査の結果等を踏まえ、新たな「第 3 次銚田市男女共同参画計画」を策定することで、男女共同参画に関する各種施策を推進しています。

## 第2章 銚田市の現状

### 1 人口の推移

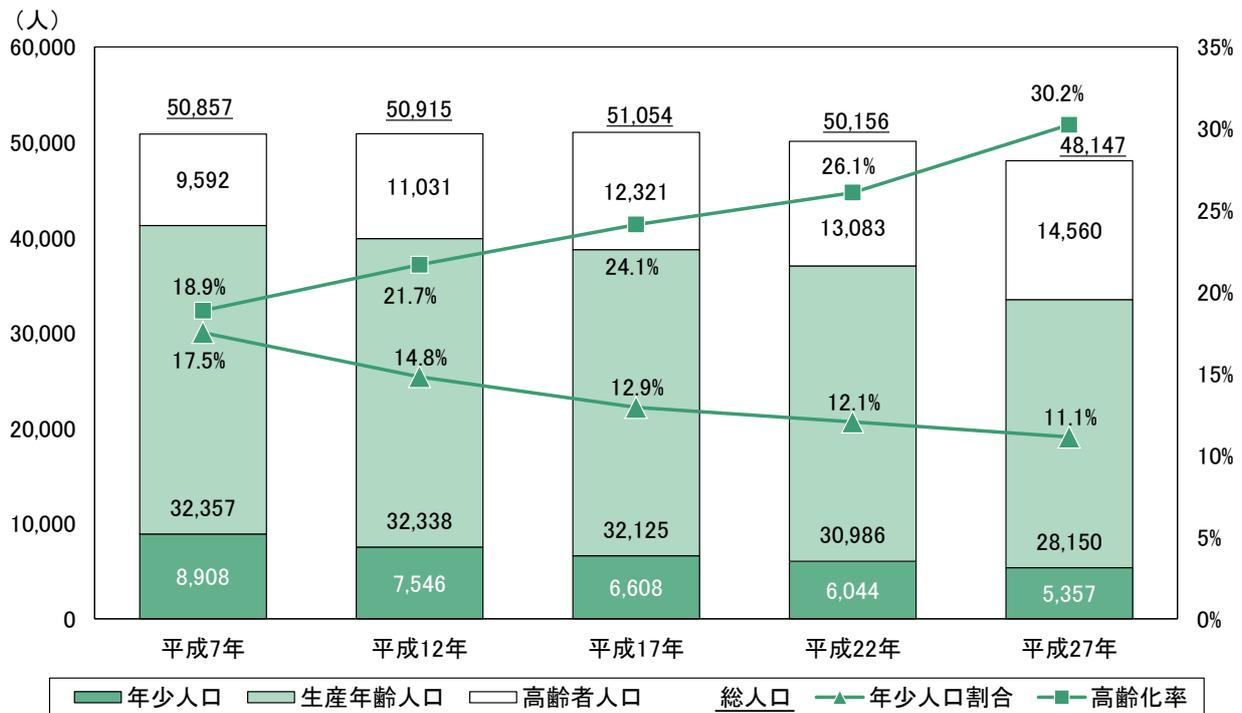
本市の人口推移を見ると、減少傾向となっており、平成27年の国勢調査では、平成22年に比べ2,009人の減少となっています。

人口の減少に反して、高齢者人口割合（65歳以上）が上昇を続けており、平成27年には30.2%と、約3人に1人が65歳以上となっています。

一方、年少人口割合（15歳未満）は平成22年で12.1%だったものが、平成27年には11.1%とやや減少しています。

なお、「銚田市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」によると、今後も人口は減少傾向を示し、「人口の減少時代が到来したことが確認できます」と示されています。

人口の推移



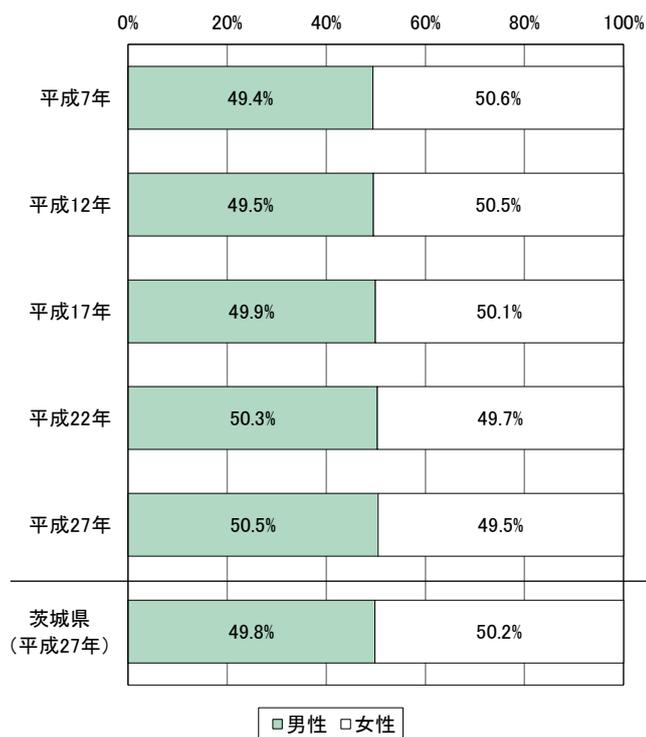
※総人口は不詳を含んでいるため、年少人口・生産年齢人口・老年人口の合算と合いません。

(資料：国勢調査)

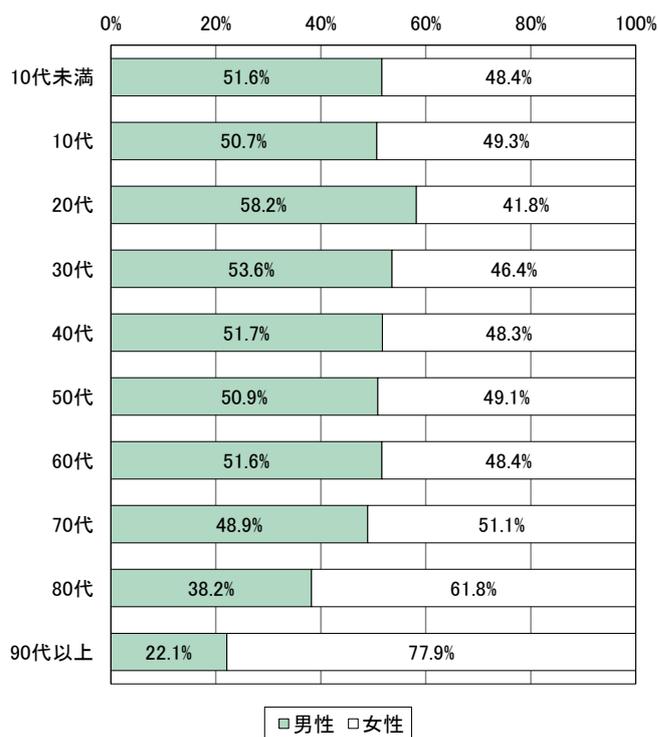
男女構成比では、平成 17 年までは女性の割合が男性の割合を上回っていましたが、平成 22 年以降はわずかに男性の割合が女性の割合を上回ったまま推移しています。なお、茨城県全体で見ると、やや女性の方が多くなっています。

一方、世代別に見ると、60 代までは男性の割合が高く、70 代以上では女性の割合が男性の割合よりも多くなっています。

男女構成比の推移



世代別の男女構成比 (平成 27 年)



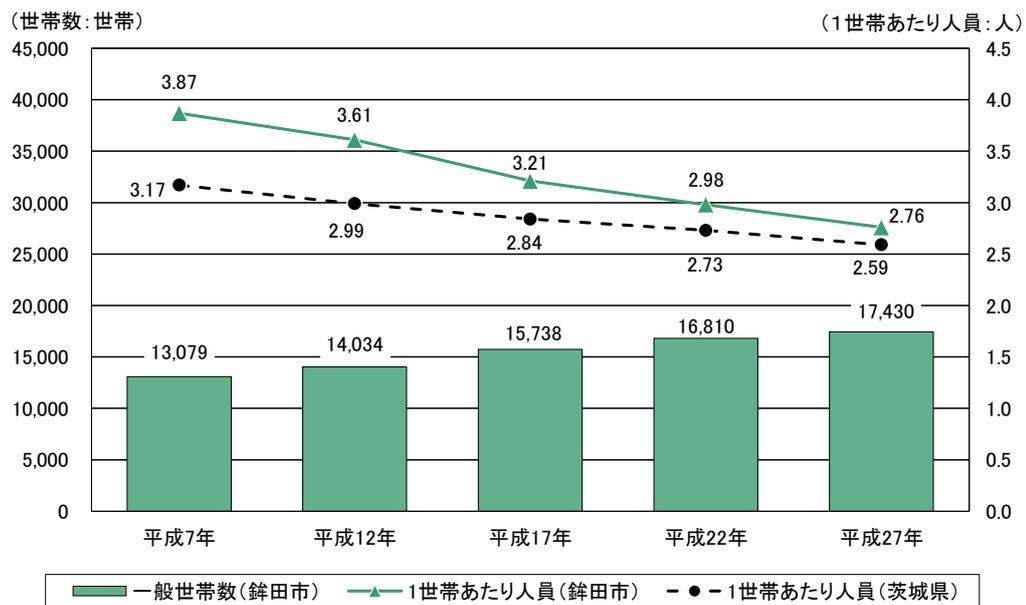
(資料：国勢調査)

## 2 世帯数の推移

本市における一般世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたり人員は県平均と同様に減少傾向にあり、平成27年時点で2.76人と、世帯の小規模化（単身世帯など）が進行しています。

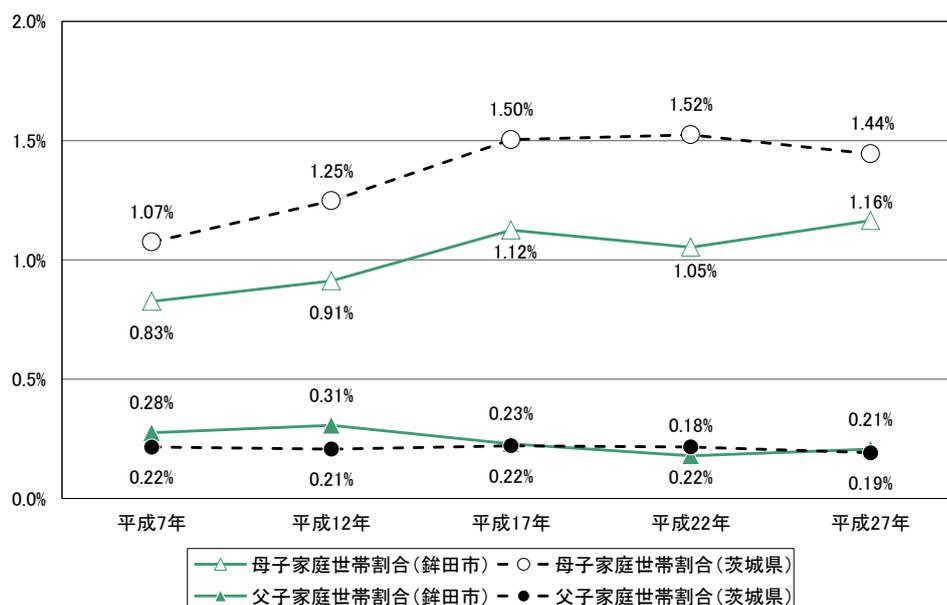
一方、父子世帯及び母子世帯の状況を見ると、父子世帯割合はほぼ横ばいの傾向にありますが、母子世帯割合は増加傾向となっており、平成27年では1.16%となっています。

### 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



(資料：国勢調査)

### 母子・父子世帯割合の推移



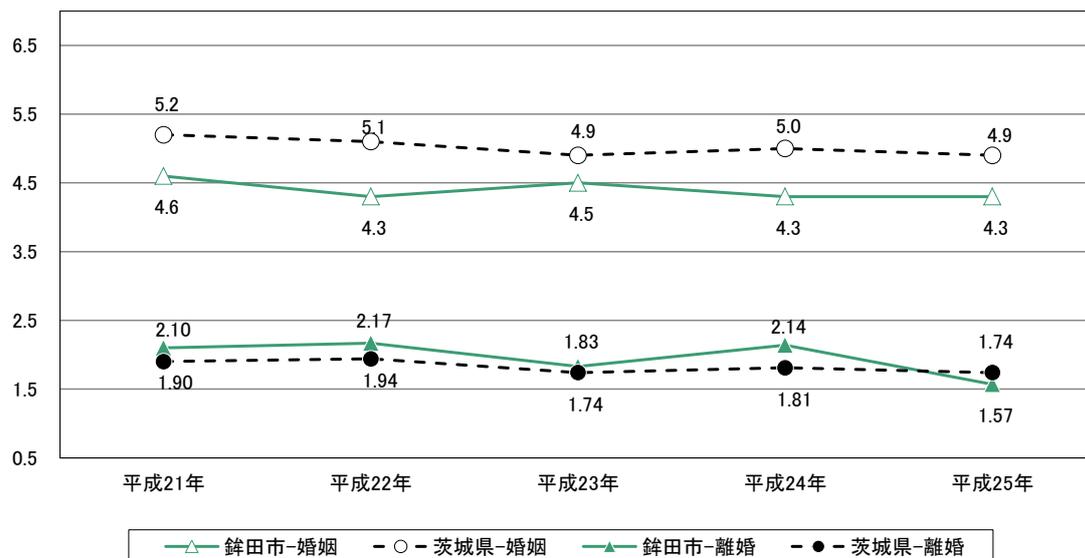
(資料：国勢調査)

### 3 婚姻・離婚・未婚率の推移

本市における婚姻率はやや減少傾向となっており、県平均を下回っています。離婚率については、平成24年から平成25年にかけて減少し、茨城県を下回っています。

婚姻率・離婚率の推移

(人口千対)

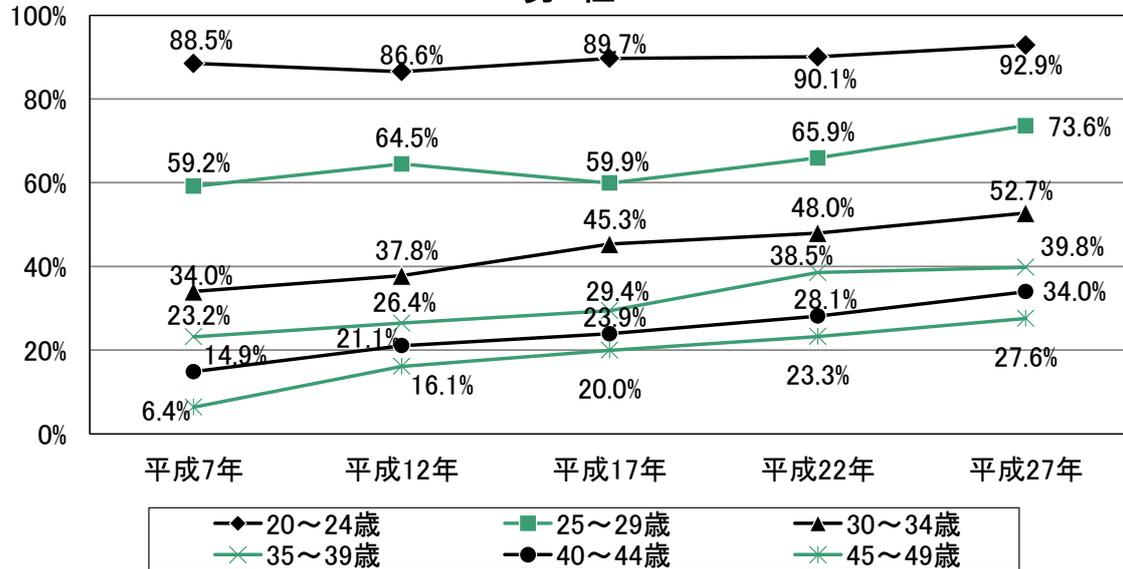


(資料：茨城県保健福祉統計年報)

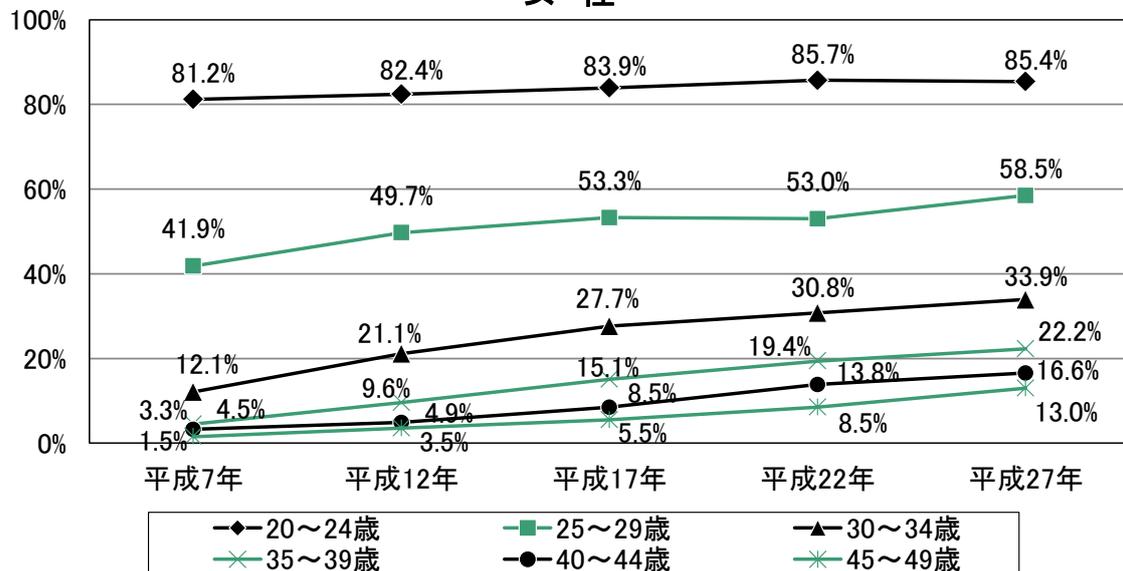
本市の年齢別未婚率の推移を見ると、上昇は依然として続いており、未婚化・晩婚化の進行が伺えます。

未婚率の推移

男性



女性



(資料：国勢調査)

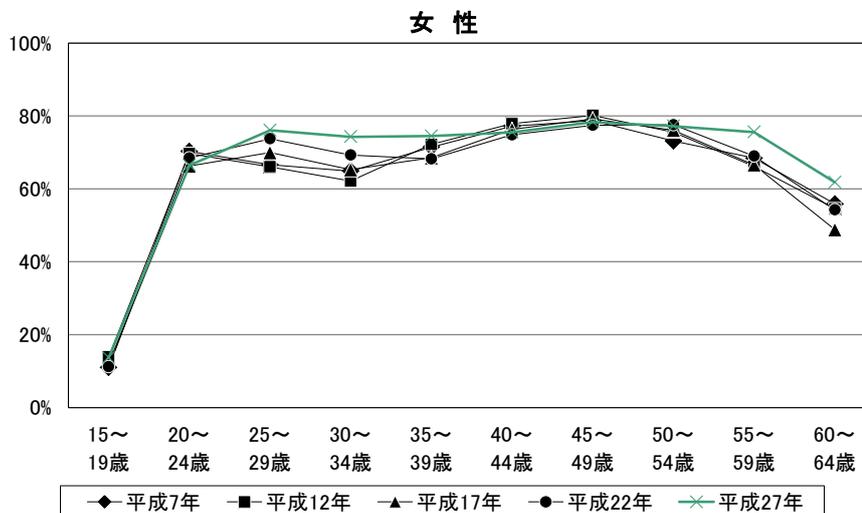
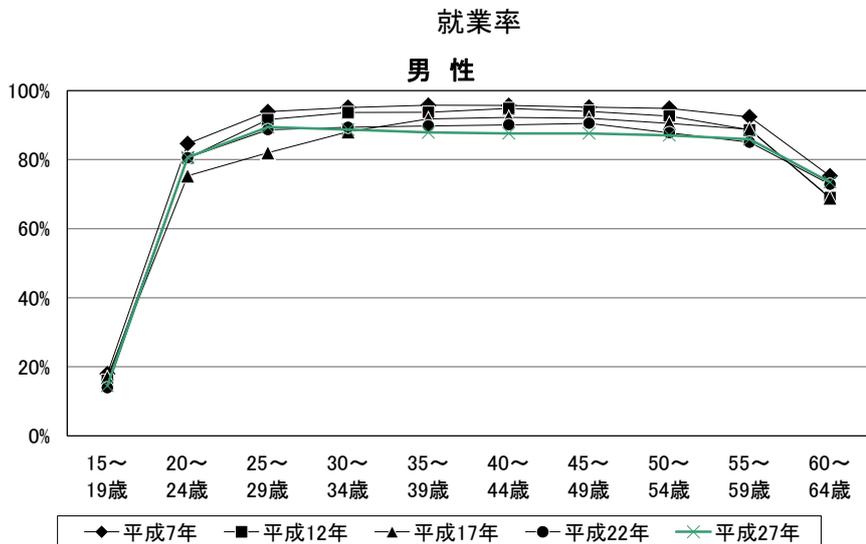
## 4 就業率の推移

### (1) 男女別就業率

本市における男性の就業率は、25歳以上で80%以上となっており、女性の就業率は、特に25歳以上で上昇が見られ、働く女性の割合が増えたことを示しています。

また、女性の就業率を年齢に沿って見ていくと、いわゆる「M字カーブ」を示しており、30歳前後で結婚や出産のため離職する傾向があることが分かります。

しかし、平成27年にはM字カーブが緩やかになっており、女性の就業率が高まっていることが見うけられます。なお、県の「平成27年度男女共同参画年次報告書」には、「M字カーブの底に当たる30歳代の労働力人口に占める未婚者の割合は、30～34歳で平成17年39.8%だったのに対し、平成22年は41.8%、35～39歳で平成17年20.1%だったのに対し、平成22年は25.7%となっており、未婚の労働力人口が増えている。」(数値は県の値)とあり、M字カーブが緩やかになった理由として未婚者の増加を示唆しています。

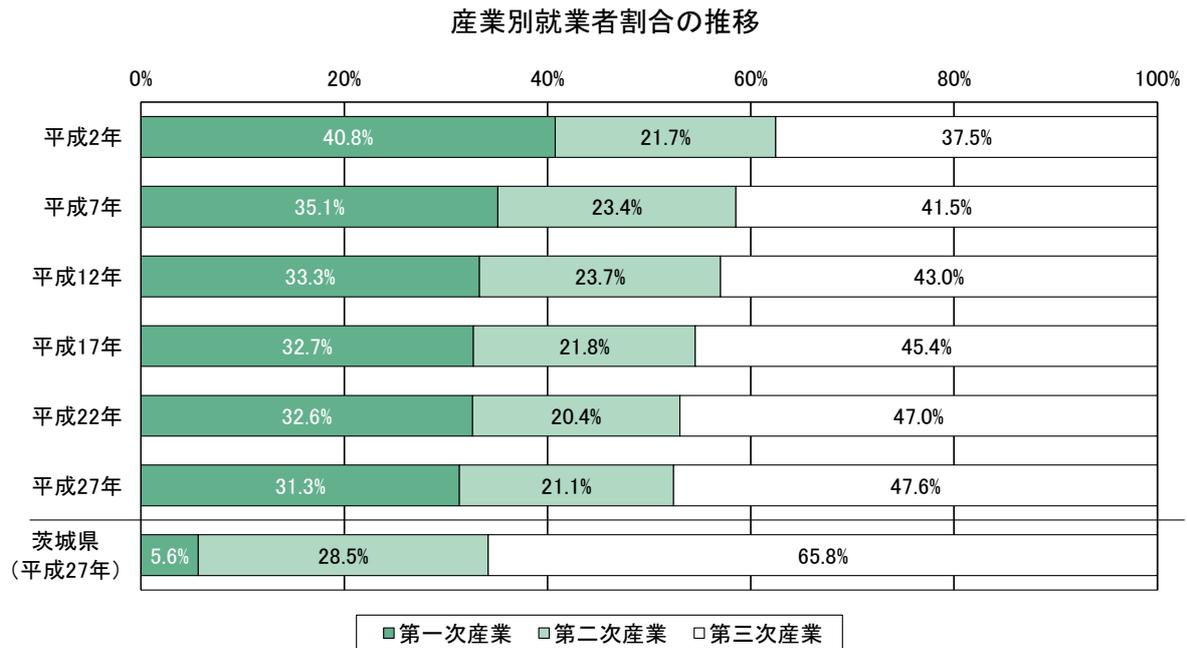


(資料：国勢調査)

## (2) 産業別就業率

産業別就業者の割合の推移を見ると、第一次産業及び第二次産業の減少と第三次産業の増加傾向が見られます。

平成27年では、全就業者の31.3%が第一次産業、21.1%が第二次産業、47.6%が第三次産業に従事しており、県平均と比較すると第二次産業及び第三次産業は県平均より低くなっていますが、第一次産業は県平均の5倍を超えており、本市は農林水産業に従事する人の割合が高いことが分かります。



(資料：国勢調査)

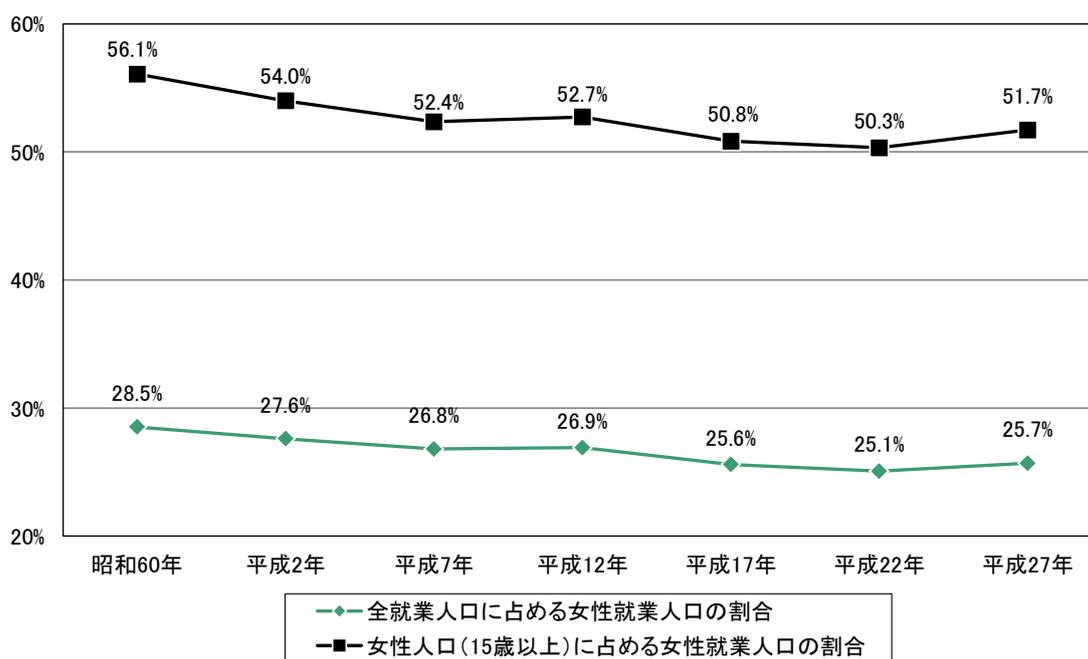
### (3) 女性の就業率

本市での全就業人口は、平成17年をピークに減少傾向となっていますが、昭和60年に比べると、平成27年は約1.1倍になっており、その中で女性の就業人口は横ばい傾向にあります。また、全就業人口に占める女性の割合は緩やかに減少傾向にありましたが、平成27年には、25.7%とわずかに増加したことが伺えます。

なお、女性人口（15歳以上）に占める就業割合では、緩やかに減少傾向になっていましたが、平成27年には増加し51.7%となっています。

女性就業人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全就業人口	37,931	40,029	41,949	43,369	44,446	44,069	42,710
女性人口(15歳以上)	19,294	20,466	21,472	22,125	22,373	21,947	21,215
女性就業人口	10,820	11,050	11,241	11,667	11,374	11,045	10,971
全就業人口に占める女性就業人口の割合	28.5%	27.6%	26.8%	26.9%	25.6%	25.1%	25.7%
女性人口(15歳以上)に占める女性就業人口の割合	56.1%	54.0%	52.4%	52.7%	50.8%	50.3%	51.7%



(資料：国勢調査)

#### (4) 業種別就業率

平成27年の産業別（大分類）就業状況を見ると、就業者全体では農業に従事する人の割合が31.2%を占め最も多く、次いで卸売業、小売業（12.2%）、製造業（11.9%）と続きます。

一方、女性の産業別就業状況を見ると、業種ごとの就業者に占める女性の割合は「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」で50%を超えています。こうした業種では、就業者の半数以上を女性が占め、女性労働力が重要なポイントを占めていることが分かります。

産業別就業者数と女性就業者数

人口区分 産業区分		全就業人口			女性就業人口		
		人数 (人) (A)	全就業人口に 占める割合 (%) (A/AC)	人数 (人) (B)	全就業人口に 占める割合 (%) (B/AC)	女性就業人口 に占める割合 (%) (B/BC)	業種別総数に 占める割合 (%) (B/A)
総数(C)		25,364	100.0	10,971	43.3	100.0	43.3
第一次	農業	7,911	31.2	3,494	13.8	31.8	44.2
	林業	4	0.0	0	0.0	0.0	0.0
	漁業	38	0.1	4	0.0	0.0	10.5
第二次	鉱業	9	0.0	1	0.0	0.0	11.1
	建設業	2,320	9.1	366	1.4	3.3	15.8
	製造業	3,013	11.9	1,101	4.3	10.0	36.5
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	77	0.3	5	0.0	0.0	6.5
	情報通信業	136	0.5	41	0.2	0.4	30.1
	運輸業、郵便業	1,264	5.0	153	0.6	1.4	12.1
	卸売業、小売業	3,089	12.2	1,674	6.6	15.3	54.2
	金融業、保険業	270	1.1	154	0.6	1.4	57.0
	不動産業、物品賃貸業	206	0.8	73	0.3	0.7	35.4
	学術研究、 専門・技術サービス業	455	1.8	141	0.6	1.3	31.0
	宿泊業、飲食サービス業	830	3.3	546	2.2	5.0	65.8
	生活関連サービス業、娯楽業	858	3.4	553	2.2	5.0	64.5
	教育、学習支援業	739	2.9	435	1.7	4.0	58.9
	医療、福祉	1,821	7.2	1,449	5.7	13.2	79.6
	複合サービス事業	320	1.3	132	0.5	1.2	41.3
	サービス業(その他)	894	3.5	273	1.1	2.5	30.5
公務	646	2.5	178	0.7	1.6	27.6	
分類不能の産業	468	1.8	198	0.8	1.8	42.3	

(資料：平成27年国勢調査)

## 5 男女共同参画社会に関する市民意識調査結果概要

### (1) 調査の目的

市では、「一人ひとりの「らしさ」が輝き、男女(ひと)が響き合うまち ほこた」を基本理念とした「銚田市男女共同参画計画(改訂版)」を策定し、男女が平等な立場に立ち、充実した生き方を選択できる社会の実現に向けて事業を展開してまいりました。

この度、銚田市男女共同参画計画(改訂版)の期間が終了することから、新たな「銚田市男女共同参画計画」を策定するため市民意識調査を実施しました。

### (2) 調査方法

- 市内に在住する方から 1,000 人を無作為抽出

### (3) 実施方法及び実施時期

- 実施方法：返信用封筒を同封し、郵送配布、郵送回収
- 実施時期：発送 平成 29 年 3 月 17 日(金)  
回収 平成 29 年 4 月 10 日(月)

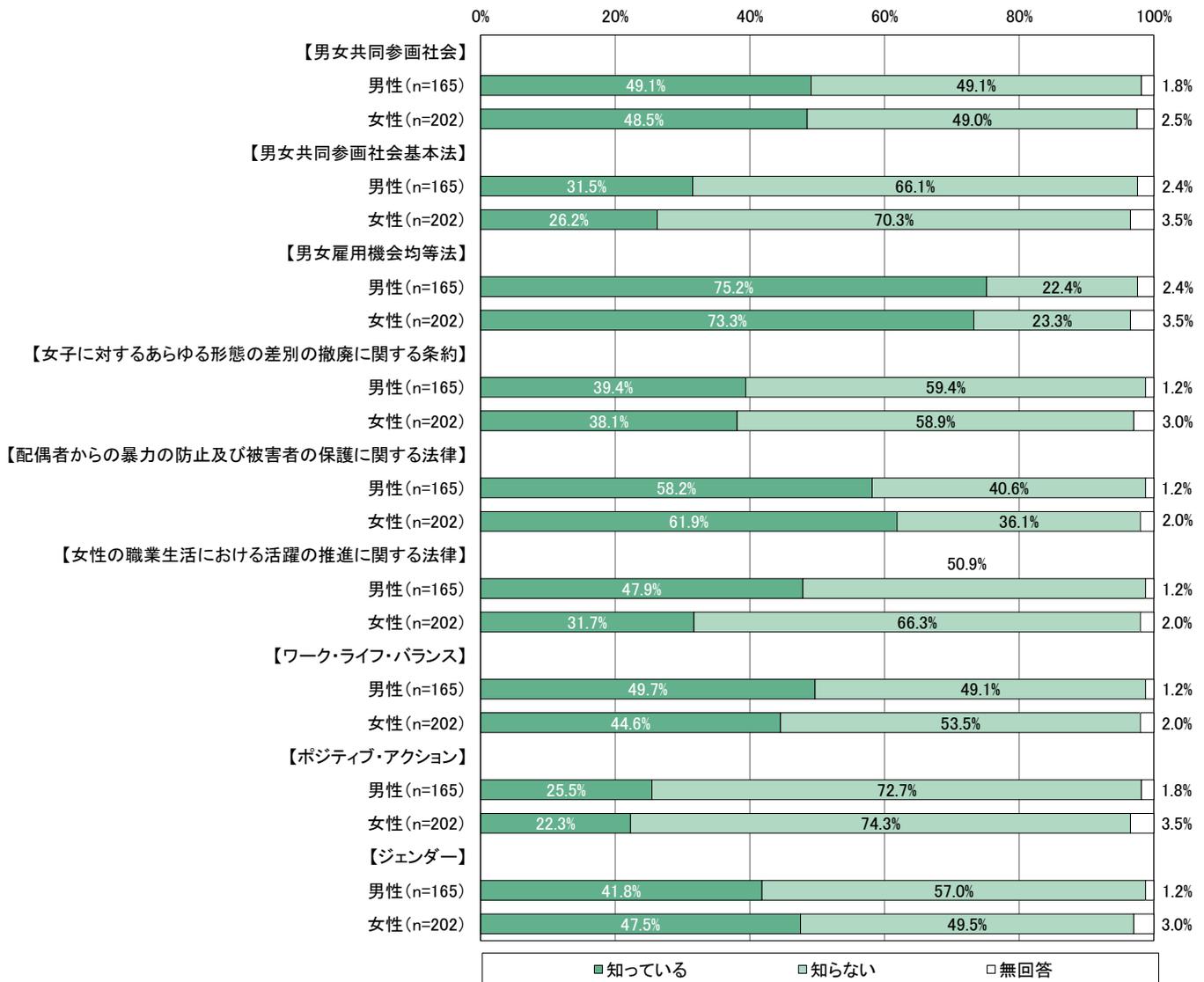
### (4) 回収状況

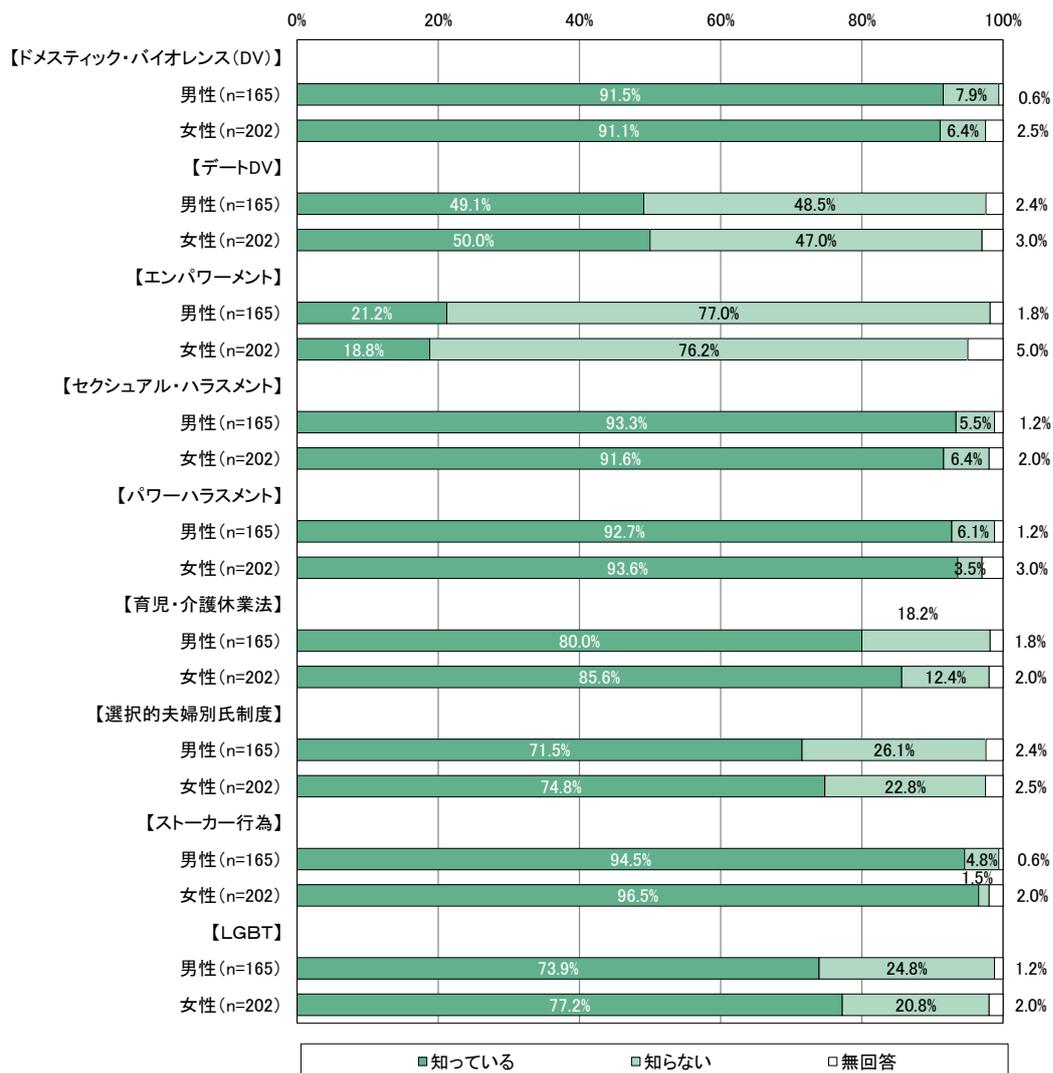
配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
1,000	369	36.9%	368	36.8%

(5) 調査結果概要

①各用語の認知度について

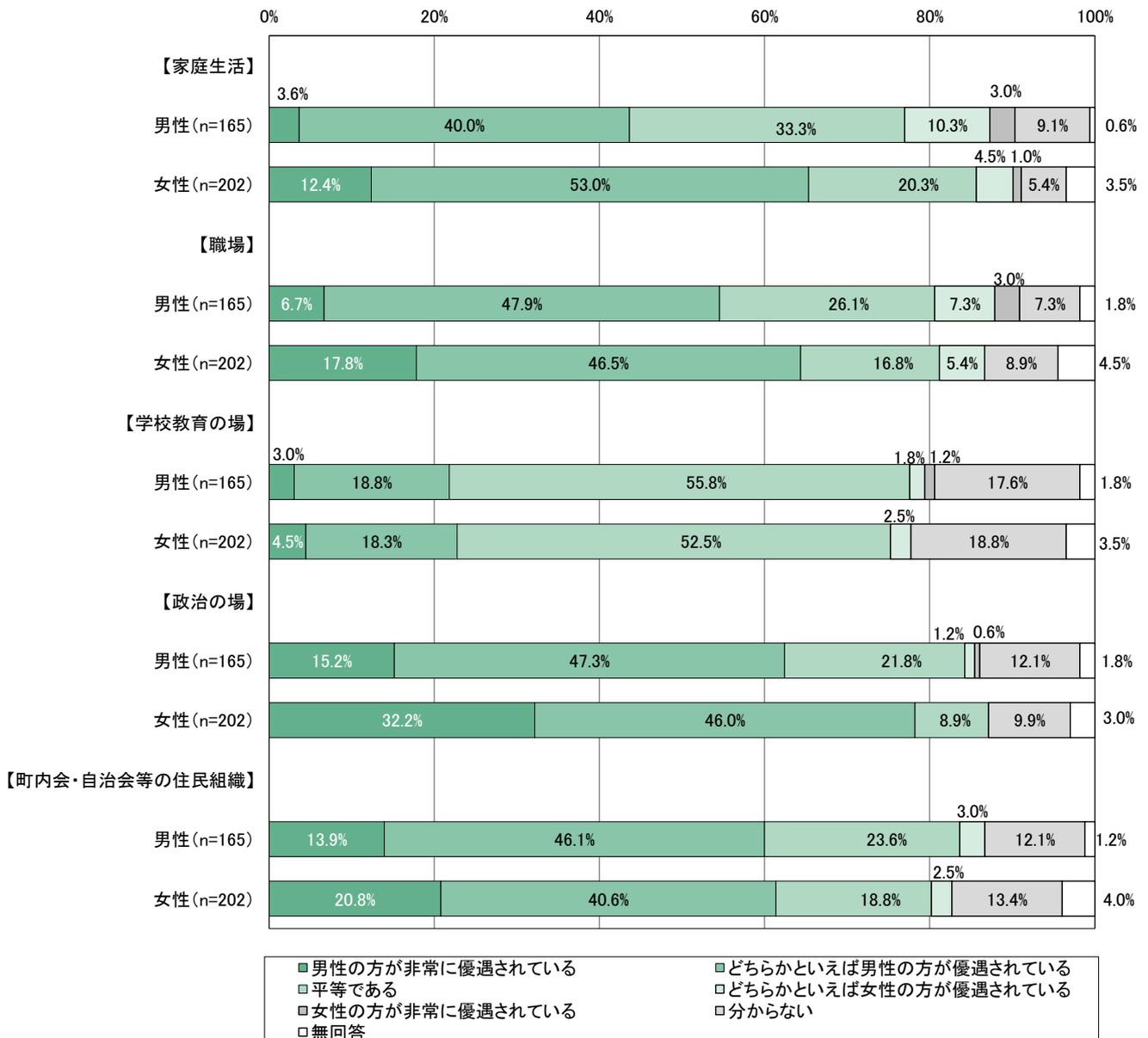
男女共同参画に関する用語の認知度は、多くの項目においてほぼ同様でしたが、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」という法律に関する項目では、女性よりも男性の認知度が高くなっています。また、「ワーク・ライフ・バランス」等の就業に関する用語も男性の認知度が高い傾向であり、これらについて女性への周知が必要となっています。

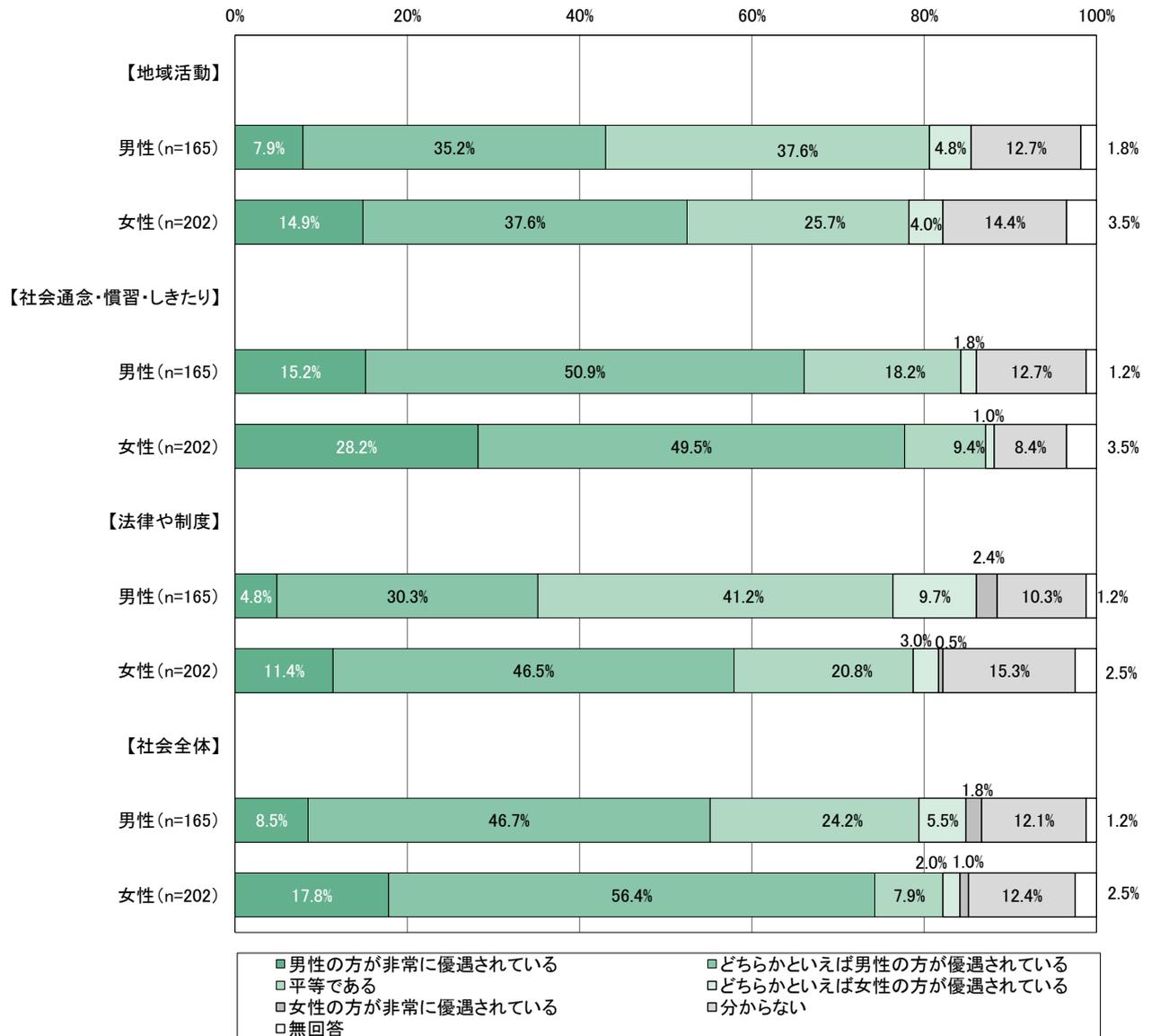




②各分野における男女の地位について

全ての分野で、男性よりも女性の方が「男性の方が優遇されている」と回答しています。特に、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「法律や制度」、「社会全体」ではその差が大きくなっています。このように、各分野における男女の意識の差があることから、各分野における男女共同参画の取り組みがさらに重要となります。しかし、「教育の場」においては男女とも「平等である」という回答が多くなっていることから、学校教育では男女共同参画の意識が根付いているといえます。



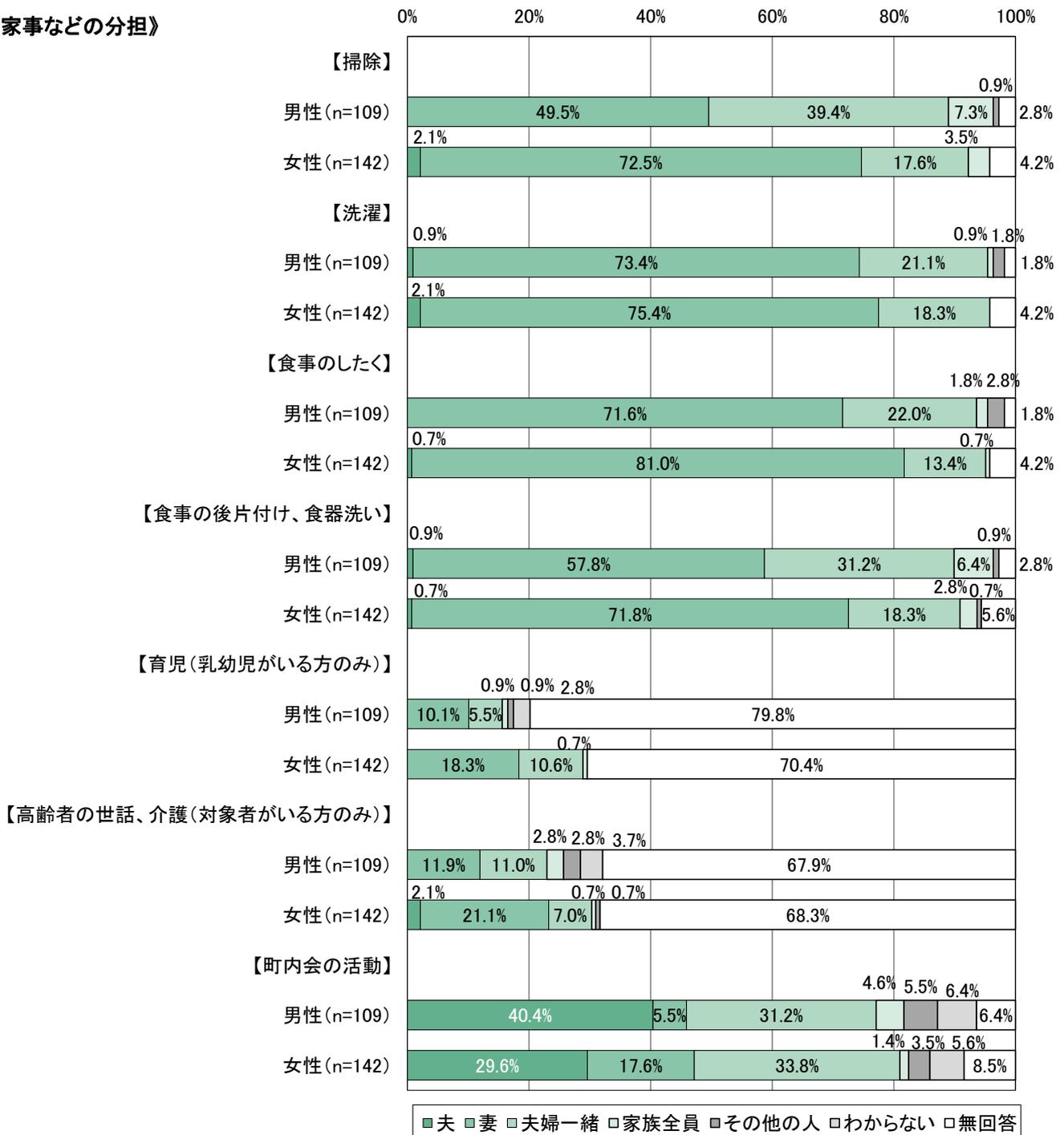


③家庭において家事などの分担や家計費管理などの最終決定者について

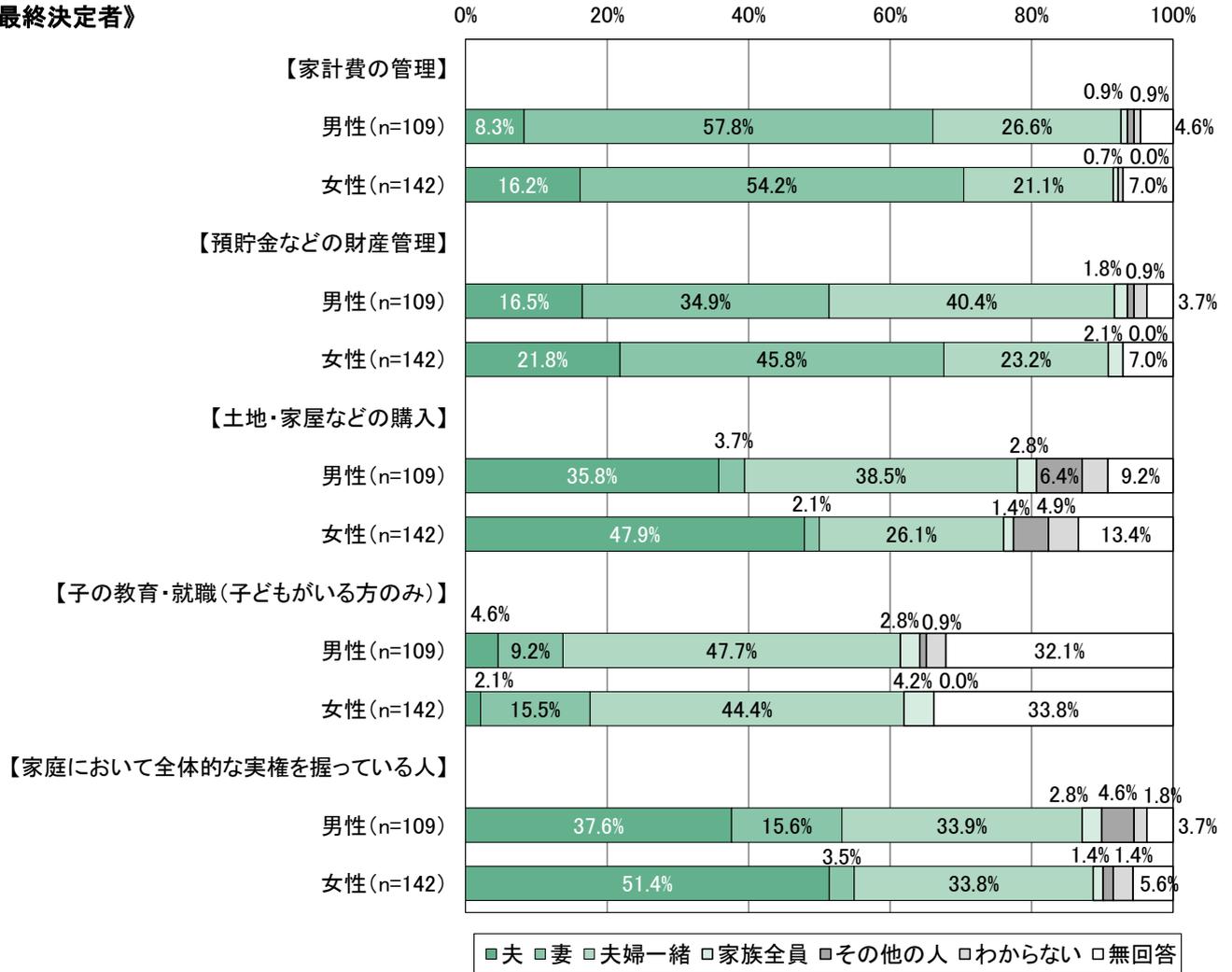
家庭での家事などの分担について、「町内会の活動」では、男女ともに「夫」という回答が最も多くなっています。

家庭における最終的な決定者について、「土地・家屋などの購入」、「家庭において全体的な実権を握っている人」では、女性の「夫」という回答が多くなっています。

《家事などの分担》

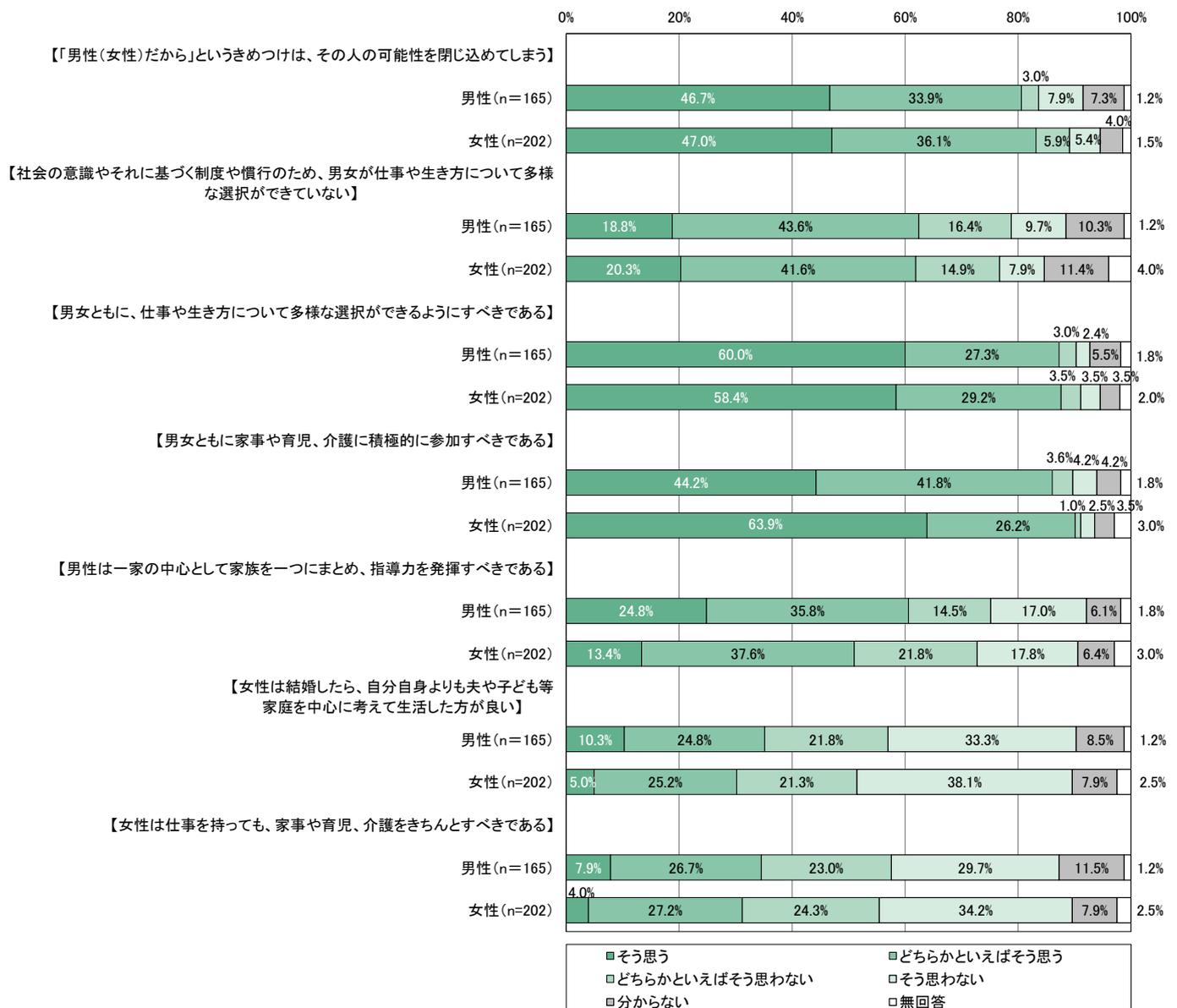


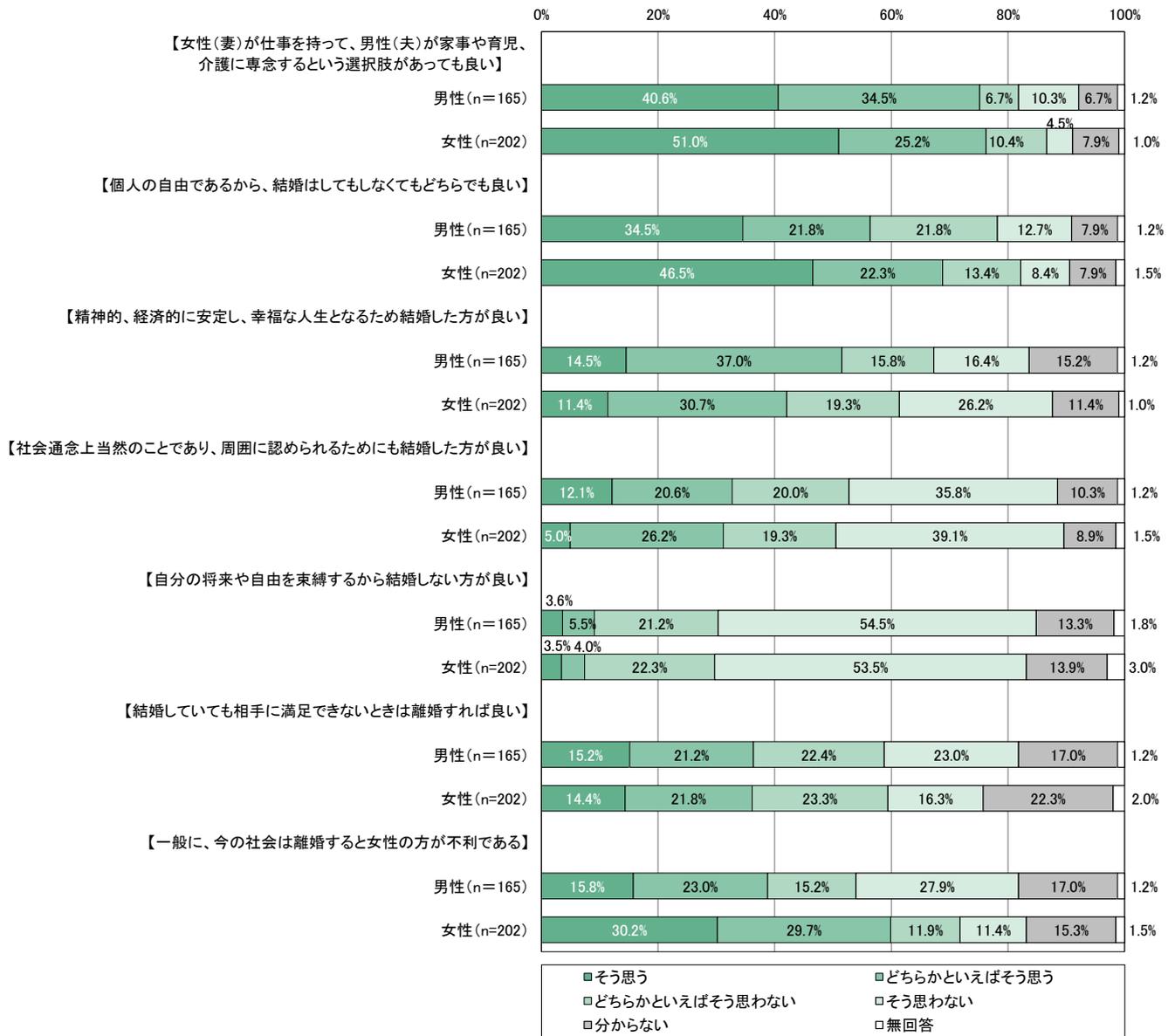
《最終決定者》



④男女の生き方や家庭生活等に関する考え方について

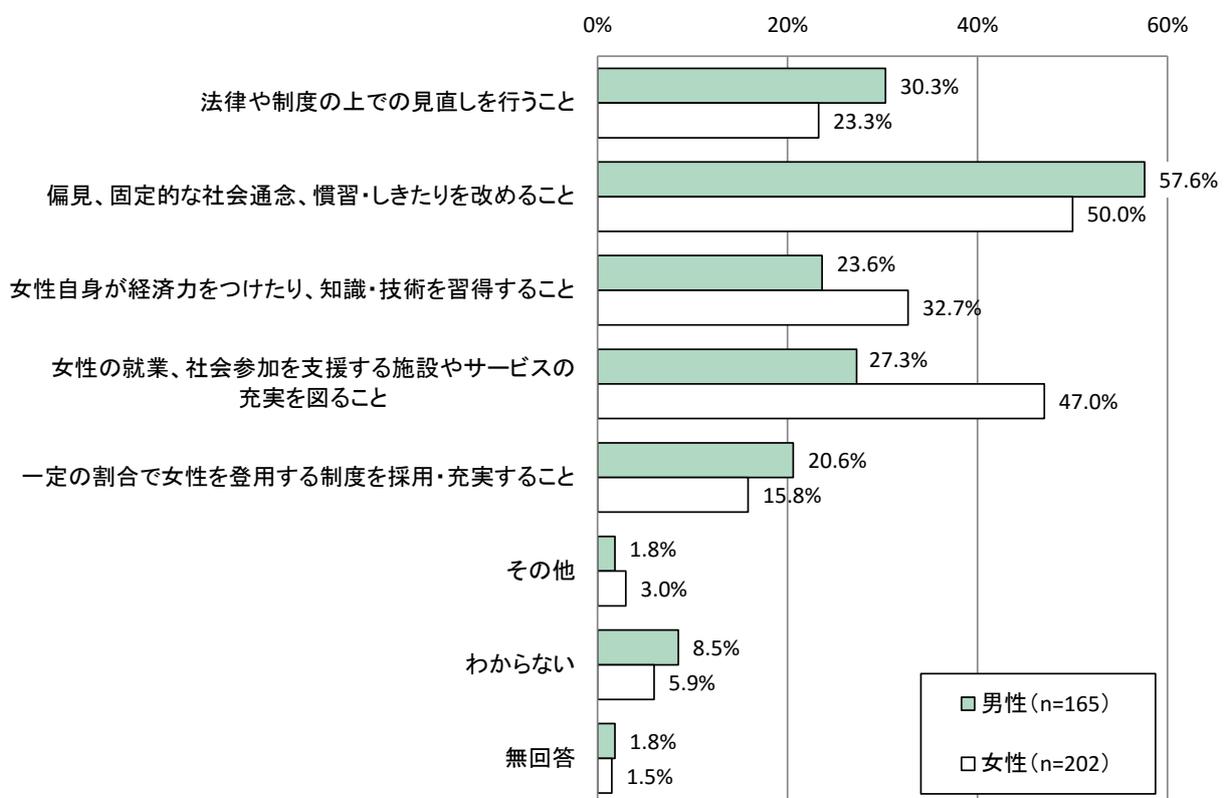
男女の生き方や家庭生活に関する考え方については、多くの項目で男性と女性の意識は同じと言えますが、「男女ともに家事や育児、介護に積極的に参加すべきである」、「女性（妻）が仕事を持って、男性（夫）が家事や育児、介護に専念するという選択肢があっても良い」、「個人の自由であるから、結婚はしてもしなくてもどちらでも良い」、「一般に、今の社会は離婚すると女性の方が不利である」という項目では、男性よりも女性の方が「そう思う」という回答が多くなっています。また、「男性は一家の中心として家族を一つにまとめ、指導力を発揮すべきである」、「精神的、経済的に安定し、幸福な人生となるため結婚した方が良い」という項目では女性よりも男性の方が「そう思う」という回答が多くなっています。女性は、家事や育児への男性の参加を求め、結婚に関してはした方が良いという回答は少ない一方、男性は、結婚に関しては肯定的な意識となっています。そのため、男女の意識の差を考慮した家庭生活のあり方を啓発していくことが重要となります。





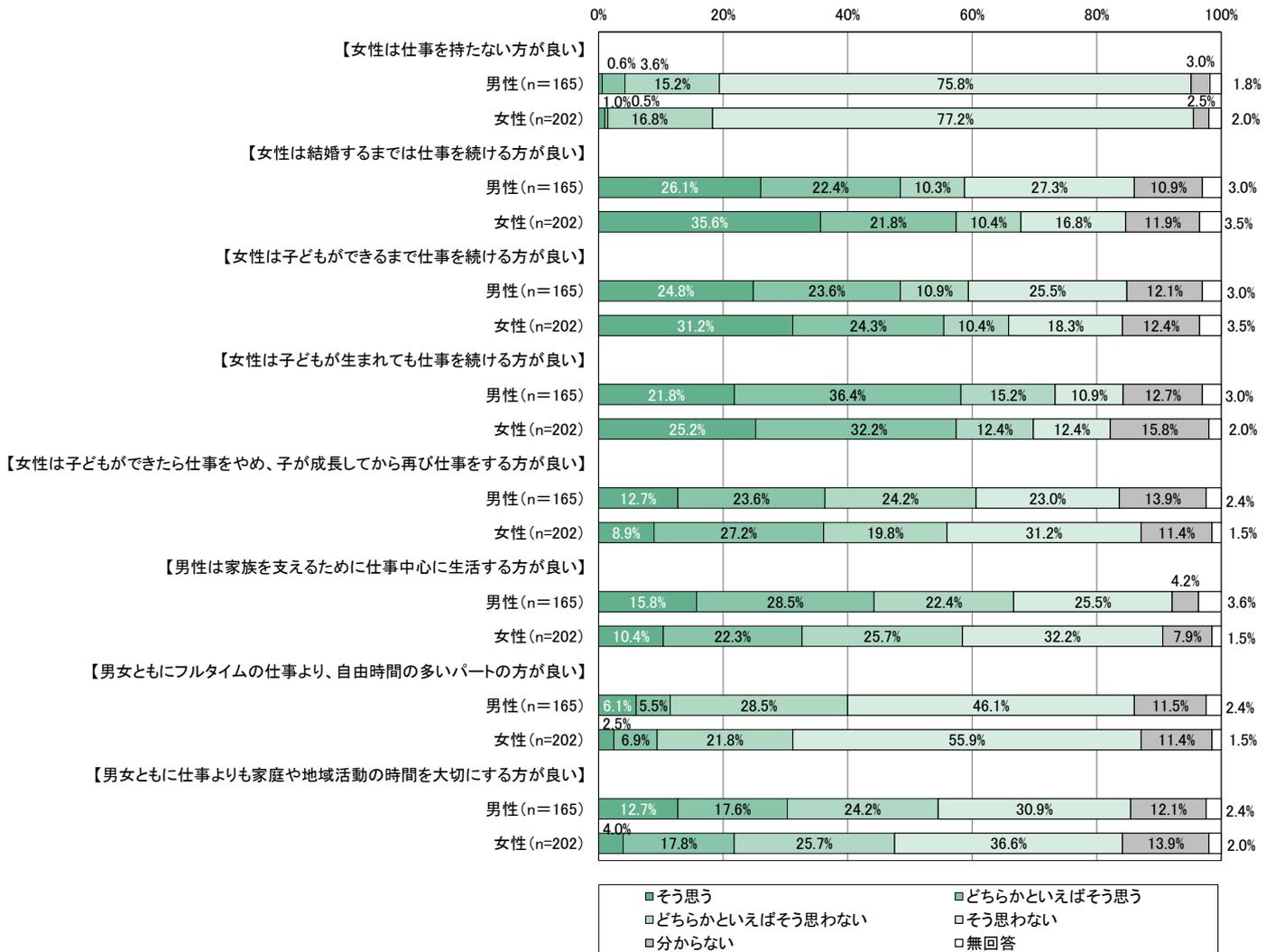
## ⑤男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要と思うことについて

男女とも「偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」という回答が多くなっていますが、男性の第2位が「法律や制度の上での見直しを行うこと」に対し、女性は「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」となっています。また、女性は「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得したりすること」という回答が多くなっています。男性は制度や法律面での見直しが重要と考えているのに対し、女性は、自らが力をつけることや、施設やサービスの充実が重要と考えていることから、制度的な検討ではなく、女性のエンパワーメントを助長する施策を検討していくことが必要となります。



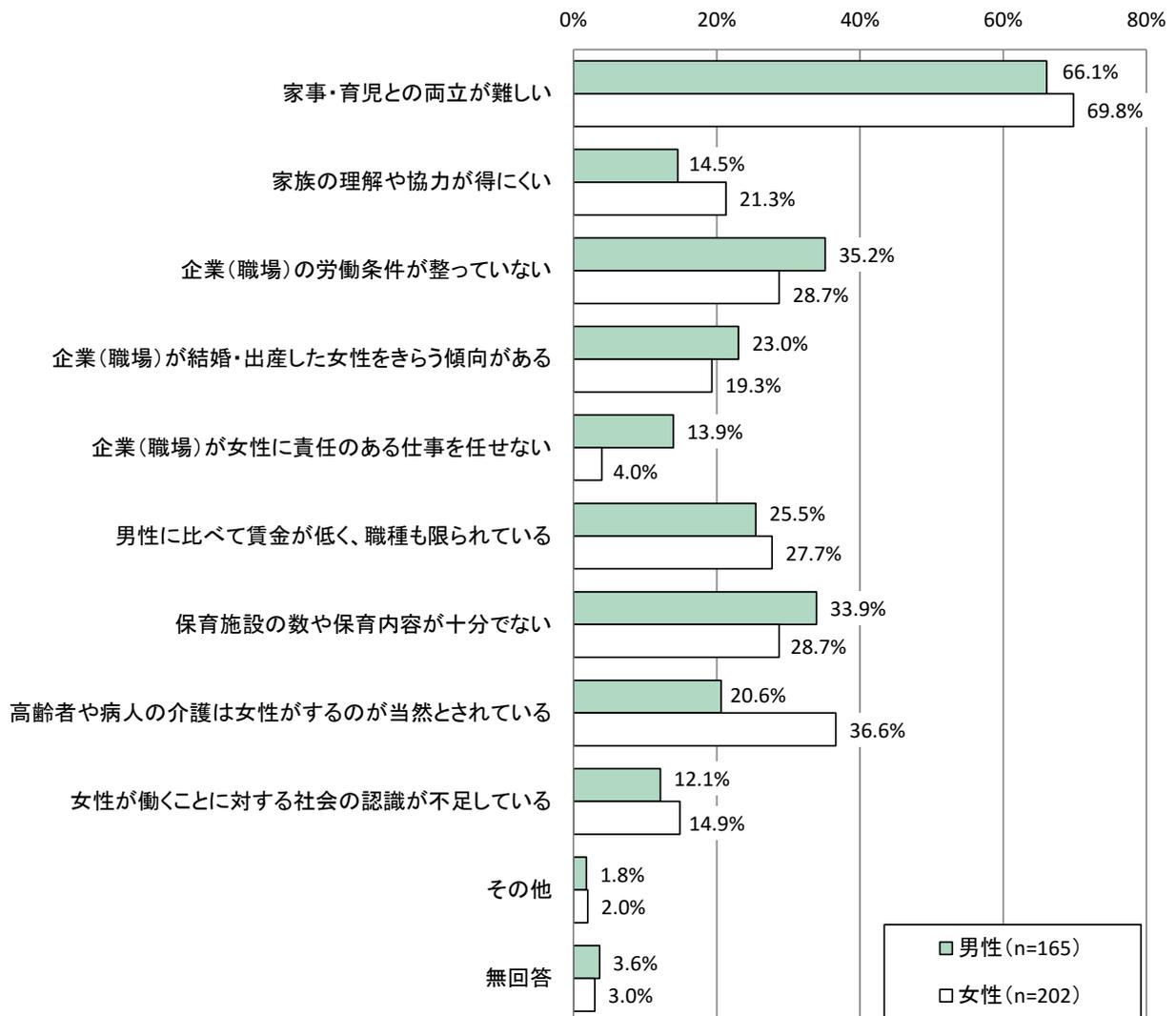
⑥男女が働くことについて

男女の就労については、男性よりも女性の方が、各場面で「仕事を続ける方が良い」という回答が多くなっていることから、女性がいつまでも就労できるような環境づくりが必要です。また、男性よりも女性の方が「男性は家族を支えるために仕事中心に生活する方が良い」において「そう思わない」という回答が多く、男性は約 25%に留まっていることから、男性のワーク・ライフ・バランスについて啓発を行っていく必要があります。



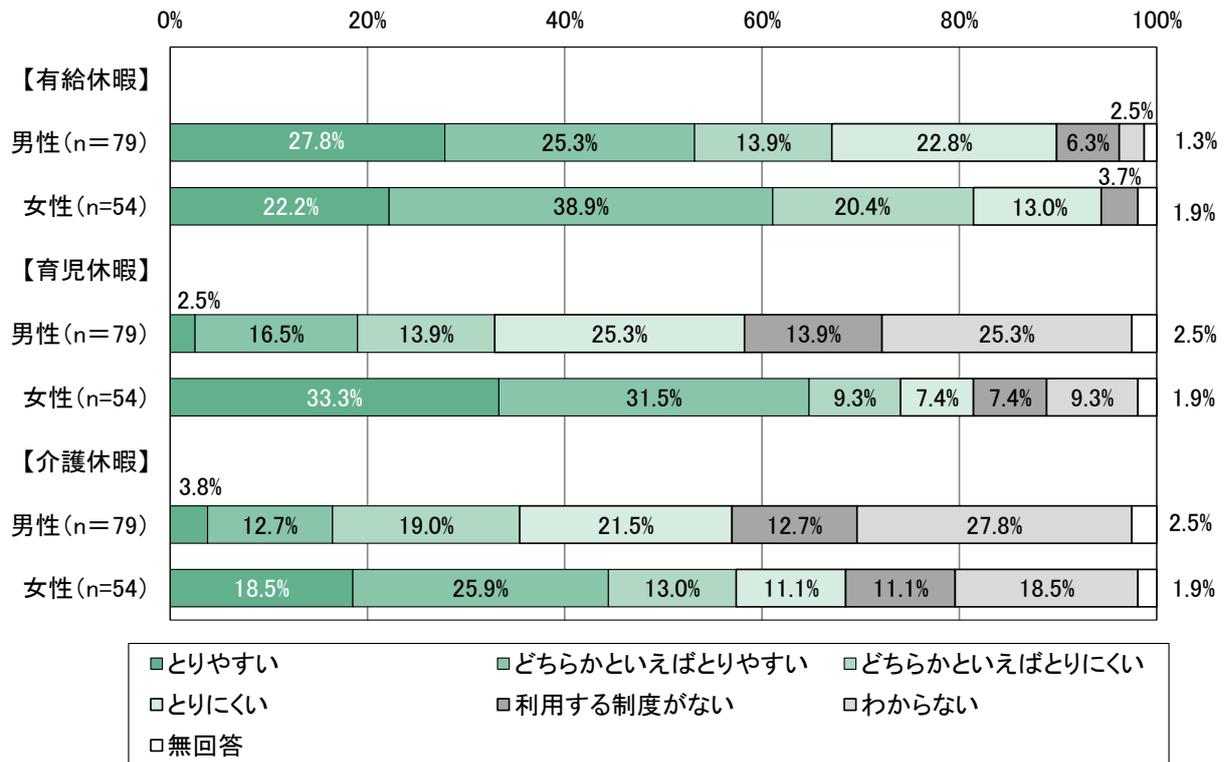
## ⑦女性が仕事を続けていく上で、障害となっていることについて

多くの項目で男女とも同様の傾向ですが、「高齢者や病人の介護は女性がするのが当然とされている」という回答は男性よりも女性の方が16ポイント多くなっていることから、家庭生活、特に高齢者の介護等について男性の積極的な参加が求められます。



⑧職場における休暇の取得について

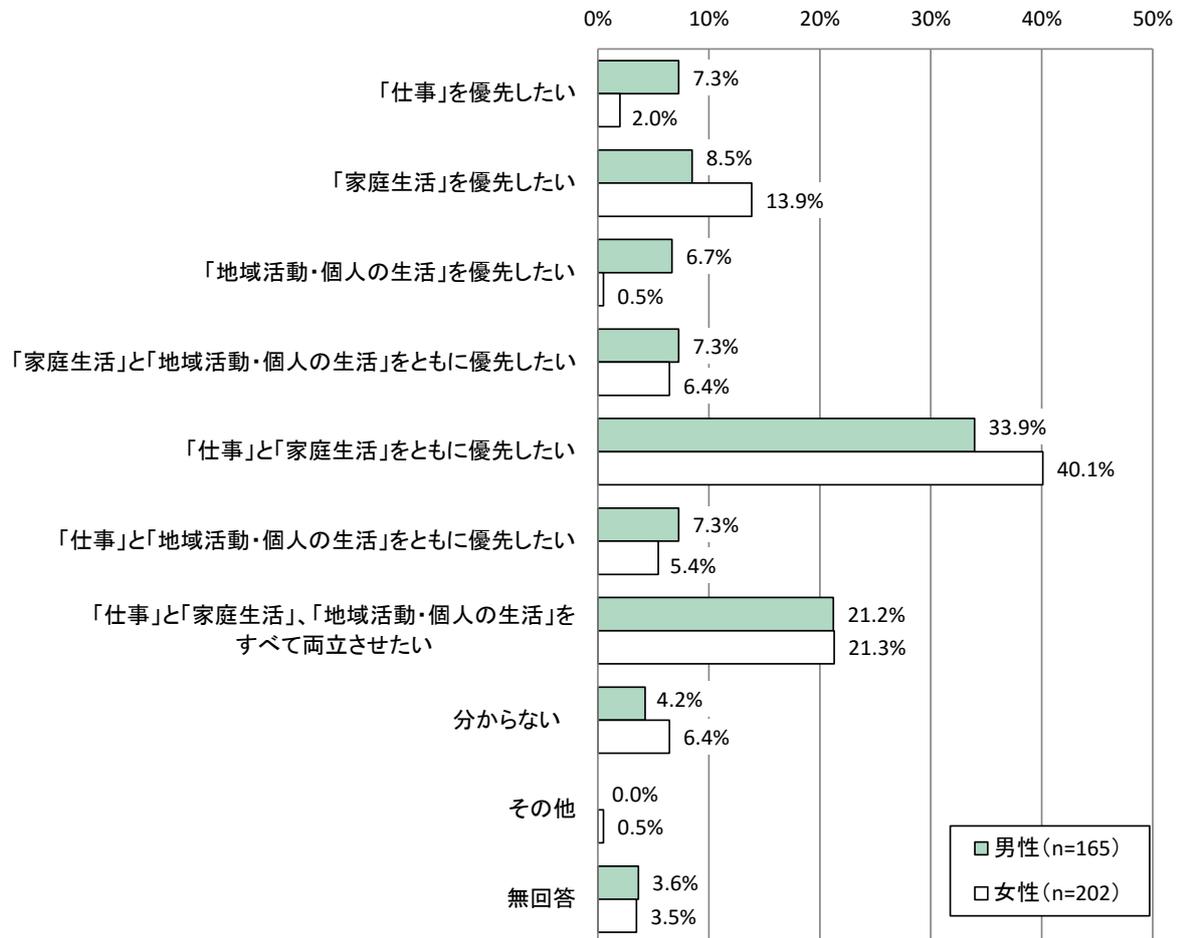
有給休暇については、女性よりも男性の方が「とりにくい」という回答が多くなっています。また、育児休暇や介護休暇は男性の「とりやすい」、「どちらかといえばとりやすい」という回答が女性に比べ極端に少なくなっています。男性の育児休暇や介護休暇の取得について啓発を行う必要があります。



## ⑨仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活の理想と現実について

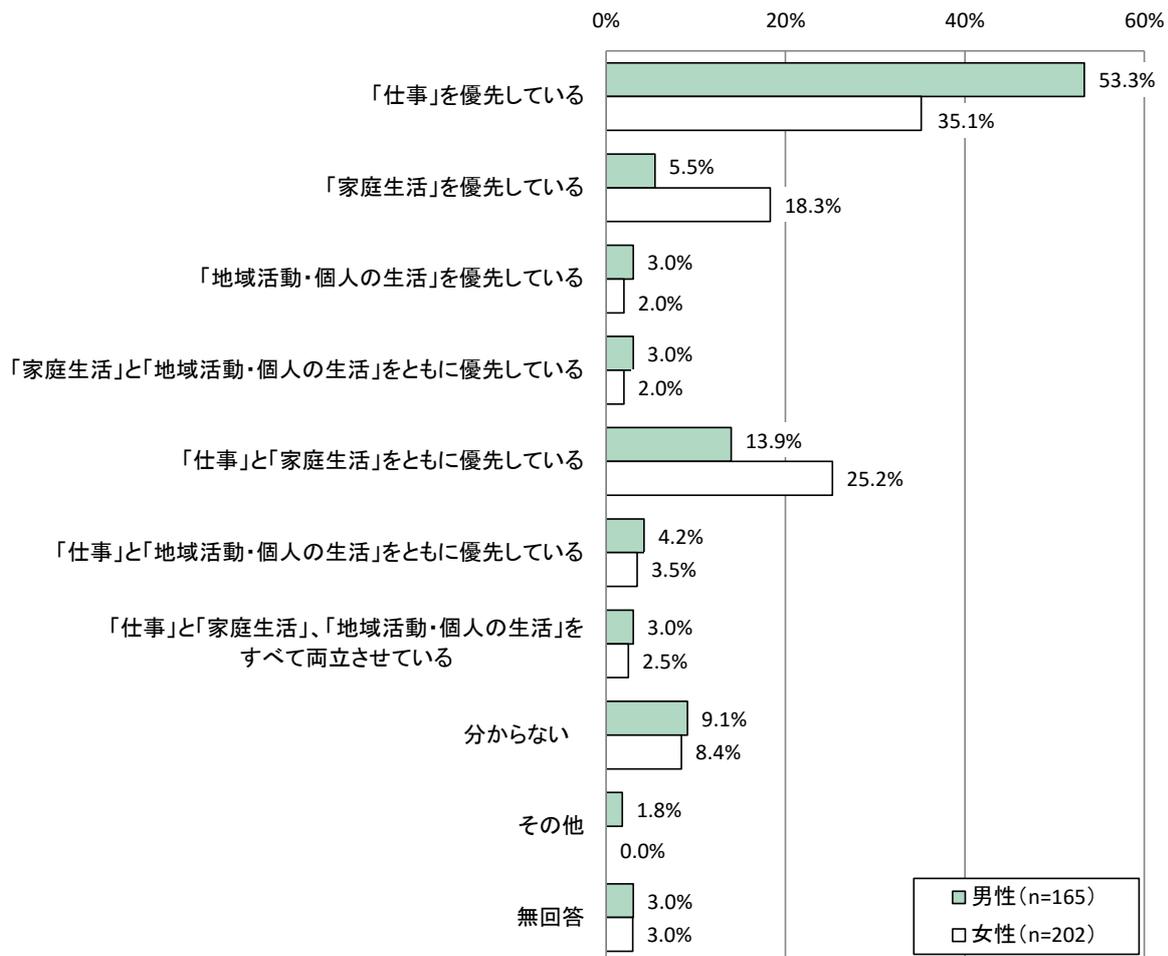
## 【理想】

理想としては、男女ともに「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」という回答が最も多く、続いて「仕事」と「家庭生活」、「地域活動・個人の生活」をすべて両立させたい」となっています。



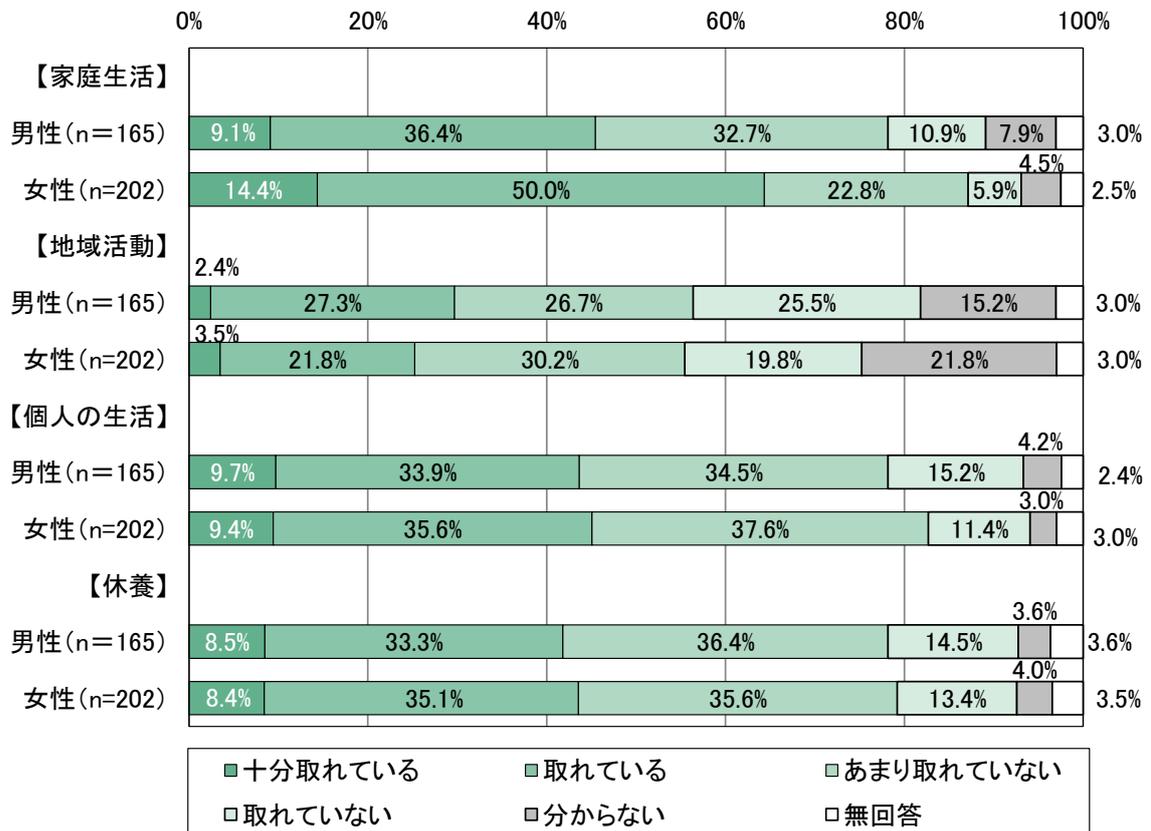
【現実】

現実では、男女ともに「仕事」を優先している」という回答が最も多くなっています。続いて「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」となっていますが、女性は「家庭生活」を優先している」という回答も多くなっています。また、「仕事」と「家庭生活」、「地域活動・個人の生活」をすべて両立させている」という回答は男性3.0%、女性2.5%となっていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進と家庭生活・個人の活動も含めた生活が送れるよう、啓発を行っていくことが重要です。



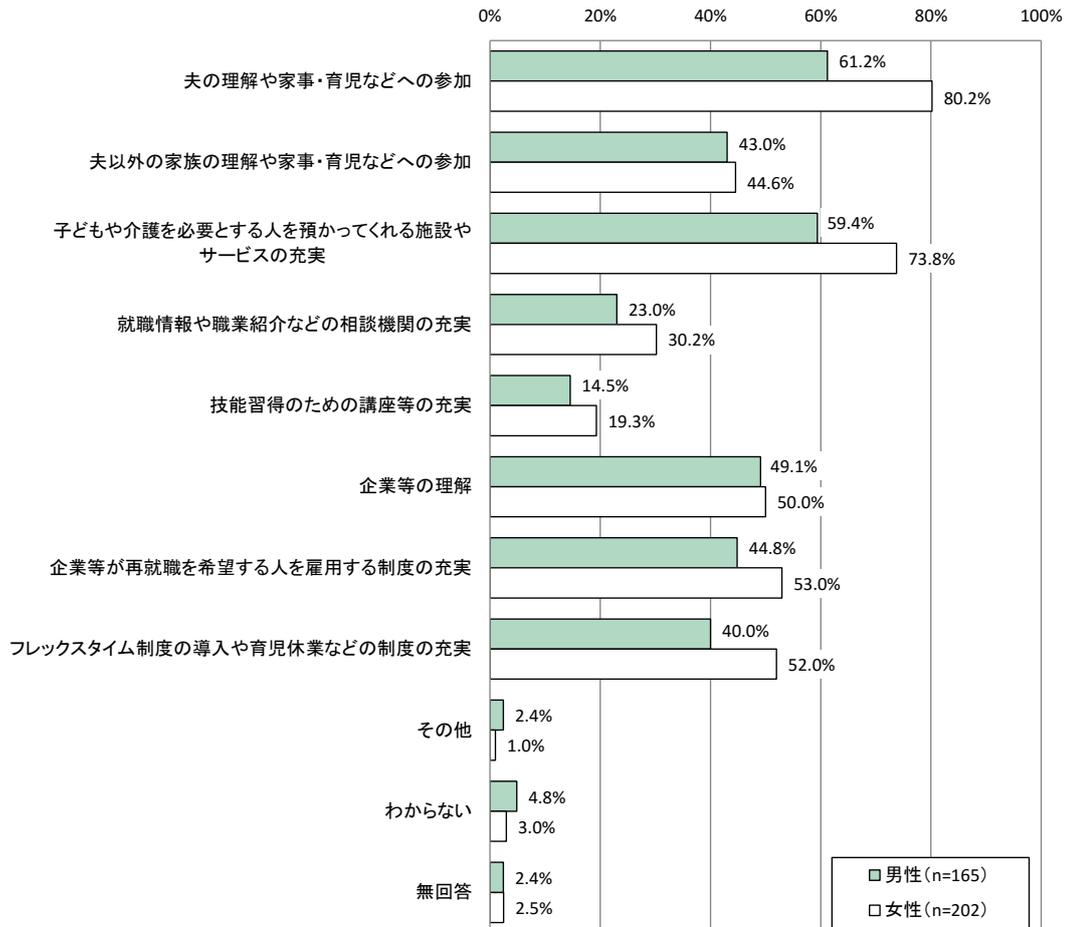
⑩家庭生活、地域活動、個人の生活のための時間について

地域活動、個人の生活、休養については、男女とも大きな差はありません。しかし、家庭生活では、女性に比べ男性の「十分取れている」、「取れている」という回答が少なくなっており、特に男性の家庭生活の時間の確保が必要になっています。



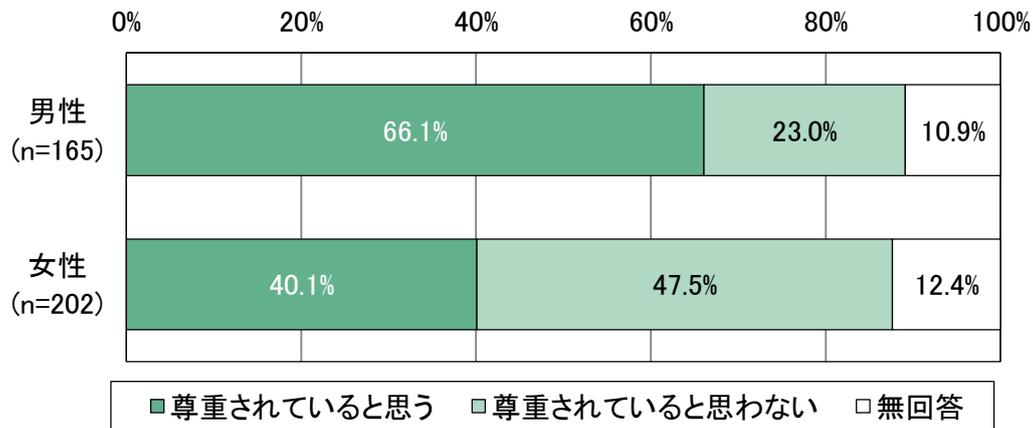
⑪女性が出産・育児のために退職し、再就職するために必要なこと

男女での回答の差が大きい項目としては、「夫の理解や家事・育児などへの参加」、「子どもや介護を必要とする人を預かってくれる施設やサービスの充実」という項目が挙げられ、男性よりも女性の回答が多くなっています。特に男性の家事や育児への参加では約20ポイントの差があることから、家庭内の役割分担について男性の積極的な参加が求められています。



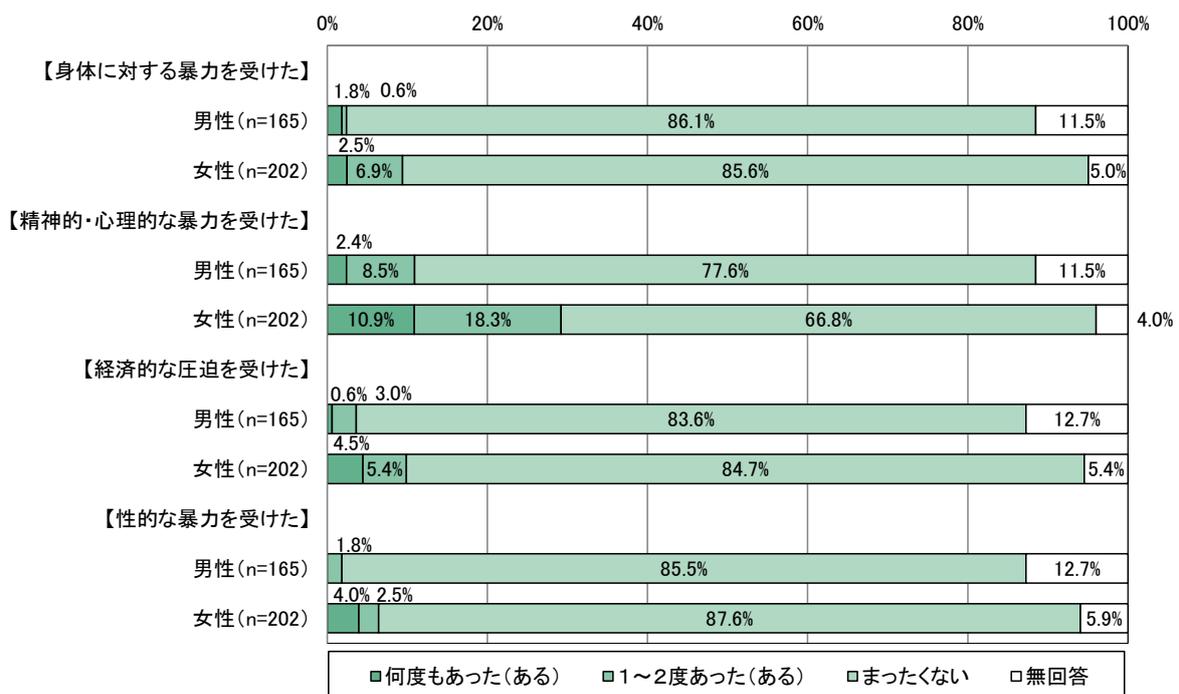
⑫女性の人権が尊重されていると思うかについて

女性の人権については、男性の66.1%が「尊重されている」という回答に対し、女性は40.1%に留まっています。男女の意識の差が大きくなっていることから、女性の人権についての啓発を行い、男女共同参画社会の構築を目指していくことが重要です。



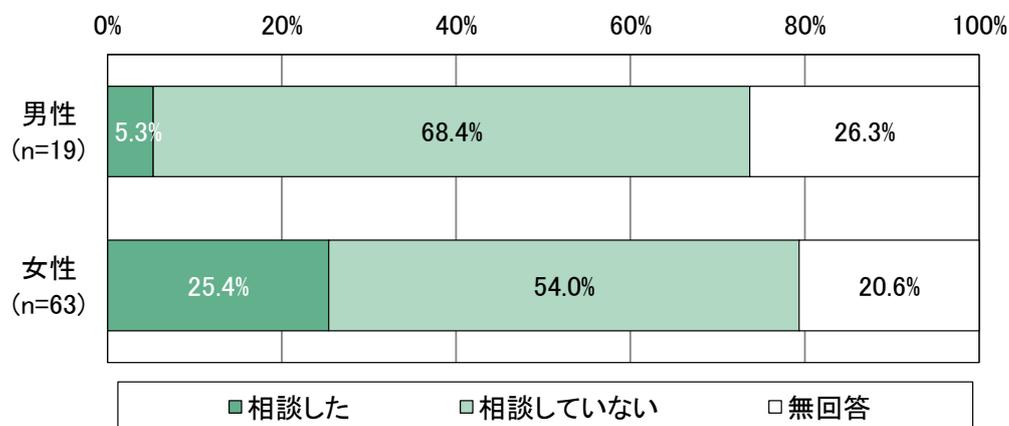
⑬DVの経験について

DVの経験では、男性よりも女性の方が「何度もあった」、「1～2度あった（ある）」という回答が多くなっています。特に「精神的・心理的な暴力を受けた」については、3割近くの女性が「あった」と回答しています。依然として女性が暴力を受ける頻度が高くなっていることから、暴力の防止に向けた取り組みが必要となっています。



⑭ DVを受けた時の相談について

DVを受けた際の相談については、「相談した」という回答は男性 5.3%、女性 25.4% となっています。多くの方が暴力を受けても相談していないとしており、相談体制の整備や相談できる場の拡充等、被害者が相談しやすい環境を構築することが重要です。



## 6 第2次計画の評価

第2次銚田市男女共同参画計画では、成果指標として各項目で数値目標を掲げています。数値目標は、市民アンケート等により算出されます。

基本 目標	成果指標	当初値	目標値	実績値	達成率	判定
		H25 年度	H29 年度	H28 年度		
基本目標 1	「男女共同参画社会」という言葉を見たり聞いたりしたことのある市民の割合	46.5%	50%を超える	48.6%	97.2%	B
	学校教育の場において男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	51.9%	57.0%	54.1%	94.9%	B
基本目標 2	市の審議会・委員会における女性の割合	30.5%	33.0%	25.8%	78.2%	C
	地域活動・社会活動の場合において男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	30.5%	38.0%	31.3%	82.4%	B
	家庭において、男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	12.8%	15.0%	26.1%	174.0%	A
基本目標 3	女性農業士数	10人	15人	12人	80.0%	B
	家族経営協定 締結件数	222件	280件	256件	91.4%	B
	職場において、男女の地位が平等であると思う市民の割合	17.3%	23.0%	20.9%	90.9%	B
	30-40歳の女性の労働力率の割合	72.5%	75.0%	74.3%	99.1%	B
基本目標 4	DV防止法について見たり聞いたりしたことのある市民の割合	48.1%	53%	60.1%	113.4%	A
	1年以内に健康診断を受けていない市民の割合	26.8%	20.0%	28.5%	70.2%	C
	周産期死亡数	1件	0件	0件	100.0%	A
	シルバー人材センター 受託件数	2,744件	2,900件	2,143件	73.9%	C
	高齢者クラブ 加入率	18.7%	19.0%	13.5%	71.1%	C

### 【判定基準】

A：順調（100%以上）、B：概ね順調（80～100%未満）、C：順調ではない（80%未満）

第2次銚田市男女共同参画計画では、14の成果指標を掲げており、「A評価」3つ、「B評価」7つ、「C評価」4つとなっています。このうち、C評価では、「市の審議会・委員会における女性の割合」、「健康診断を受けていない市民の割合」、「シルバー人材センター受託件数」、「高齢者クラブ加入率」となっており、男女共同参画の意識を指標としたものでは、概ねA、B評価となっていることから、本市における男女共同参画に関する施策は概ね順調といえます。しかし、C評価の事業もあることから、今後も引き続き男女共同参画推進に係る事業の推進を図り、市全体の男女共同参画の意識の向上に向け、各事業を推進しています。

## 第3章 基本計画

### 1 基本理念

本計画は、市民一人ひとりが個性と能力を生かしながら、あらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するものです。

現代では、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来による労働力人口や生産年齢人口の減少が危惧されるなか、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進むなど、地域を取り巻く環境は変化してきています。その中で、あらゆる分野において男女がともに協力し合い、責任を分かち合うことのできる社会が求められています。

少子高齢化による労働力人口の減少が進むなか、国において女性の活躍を推進しているところであり、潜在する女性の能力を活かしていくことは、社会の活性化にとって必要不可欠です。

働き続けたいと考えている女性が多くなっているなか、仕事と生活の両立を図りながらその能力を十分に発揮できるよう、女性の活躍を推進する環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、男女共同参画社会を推進していくにあたっては、性別の垣根をこえて、それぞれが「自分自身のこと」として参画し、男(ひと)と女(ひと)の想い、男女(ひと)と資源などを世代や分野をこえて紡ぎあわせていくことが必要となります。

このため、本市での現状と課題を踏まえるとともに、持続可能な男女共同参画の施策を推進するために目指すべき姿を表した本計画の基本理念を以下に定め、その基本理念を市民、事業者、行政などが共有しながら、その実現に向けた取り組みを推進します。

**「意識」がかわる、「社会」がかわる、「働き方」がかわる、「絆田」がかわる**

～男(ひと)と女(ひと)の想いを紡ぐまち～

## 2 基本目標

### ①「男女（ひと）」と「意識」をつむぐ

女性も男性も性別にとらわれることなく個性や能力を十分発揮できる社会を形成するため、その環境やしぐみを整えていくことが求められています。その大前提に位置するのが「意識づくり」です。市民一人ひとりが男女共同参画問題に関心を持ち、自分自身の問題としてとらえ、その解決の必要性を認識することが重要となります。

男女共同参画の推進に向けて、家庭・学校・地域社会などにおいて教育、啓発活動の推進等を幅広く進めます。

また、DVをはじめとする、男女間のあらゆる暴力については、犯罪となる行為をも含んでいるという事を広く周知し、暴力の防止と被害者の保護に努めます。

### ②「男女（ひと）」と「社会」をつむぐ

人々が生活する基盤となる「社会」において、男女共同参画を推進していくことは、市民の男女共同参画意識を醸成していくにあたり、とても重要なことです。

近年は、女性の社会進出の拡大・就労形態の多様化、核家族化等により社会環境の変化が見られるなか、更なる女性活躍の推進に向けた取り組みなどが求められています。育児等を理由に離職しなくても良い環境をつくり出すとともに、女性が働くことに対し理解のある社会を構築することが必要となります。

また、意識の醸成のみならず、男女がともに政策や方針を決定する場面に参画し、男女のニーズの違いなどを反映させていくことも必要となり、さらには防災の分野など、あらゆる分野において男女がともに地域活動に参加しやすい環境、条件整備を推進します。

### ③「男女（ひと）」と「働き方」をつむぐ

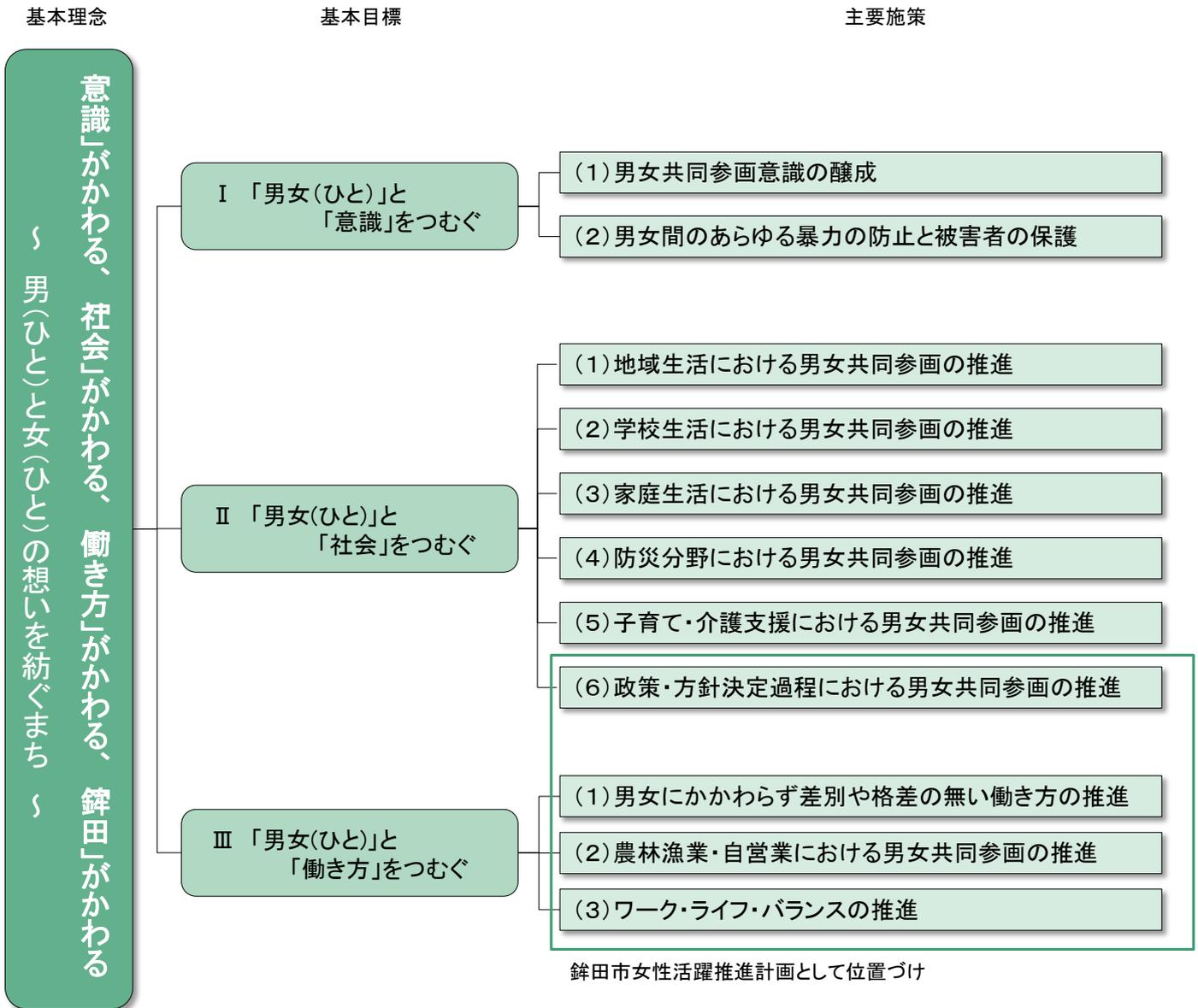
個人のライフスタイルは、複雑化した社会とともに多様化してきましたが、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる社会を実現していくためには、仕事と家庭・地域活動等の両立が欠かせません。

そのためには、女性の更なる活躍推進を目指し、女性自身がエンパワーメントする必要があるだけでなく、男性の理解や、家庭等への参画意識の醸成を行っていく必要があります。男性が地域・家庭生活を充実させ、女性が仕事で能力を発揮できるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性について啓発を行います。

また、農業や自営業では、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取り組みを推進します。

### 3 計画の体系

本計画の体系を以下に示します。



※上記体系のうち、II- (6) 「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」及び、III 「男女(ひと)」と「働き方」をつむぐ」を「銚田市女性活躍推進計画」として位置づけます。

## 第4章 施策の展開

### I 「男女(ひと)」と「意識」をつむぐ

#### ■□現状と課題□■

社会の制度や慣行には、性別による区別が明示されていなくても、実質的に男性が優遇されていたり、女性の参画が阻まれていたりするものがあります。

銚田市男女共同参画社会に関する市民意識調査報告書（以下、市民意識調査）では、「男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと」として、「偏見、固定的な社会通念、習慣・しきたりを改めること」という回答が53.4%と最も多くなっており、男女の地位については、ほとんどの項目で「男性が優遇されている」という回答となっています。

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、女性のための取り組みだけでなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。そのため、市民の男女共同参画意識を浸透させていくことが求められます。

近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害が社会問題となっており、暴力被害の防止が求められています。また、暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。デートDVを含むDV、ストーカー行為、性犯罪など、性に関連した暴力が問題となっており、被害者の多くが女性となっています。

市民意識調査では、「精神的・心理的な暴力を受けた」と回答した方は全体の約21%にのぼり、そのうち、約57%の方は誰にも相談していないと回答しています。

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、私たちの目指す男女共同参画社会の基本となり、その実現のためには、男女ともに人権が尊重されることが不可欠です。

#### 【成果指標】

指標名	現状値 (H29年度)	目標値 (H34年度)	データソース
「社会全体」男女の地位は平等になっていると思っている人の割合	15.2%	30.0%	市民アンケート
配偶者（元配偶者も含む）や親密な関係にあるパートナー、恋人から暴力を受けたが、電話や窓口で相談していない人の割合	57.3%	30.0%	市民アンケート

## (1) 男女共同参画意識の醸成

### 【課題】

男女共同参画については、各年代に幅広く周知していくことが重要です。

市民意識調査での、「銚田市で男女共同参画をより周知させるために有効な媒体は何か」という質問に対しては、「市の広報・パンフレット・チラシ」という回答が最も多くなっているほか、市のホームページやSNSという回答も多くありました。

しかし、市の情報提供については、「分かりづらい」、「年代によって情報を得る媒体は異なる」などの意見もあることから、情報を「流す」のではなく「伝える」ことのできるよう、効果的な情報提供方法についての検討を行う必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向けては、「偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が特に重要とされており、市民に向けた啓発・情報提供を継続的に行っていく必要があります。

### 【基本的な方向性】

市の広報紙やホームページ、SNSをはじめ、回覧板、各種イベント等など、あらゆる媒体・機会において、全ての市民に向けて「伝える」ことのできる周知を行い、意識醸成を図ります。

また、男女共同参画社会の実現を困難にしている社会の制度・慣行や固定的性別役割分担意識があることやその内容などについて、さまざまな機会をとらえて啓発することが必要であることから、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するための情報提供を行います。

### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
銚田市パパ・ママ感謝の日運動	パパ・ママ感謝の日の運動を検討し、家庭生活内において男女がお互いに感謝する日を設けることにより、家庭における男女共同参画を推進します。	まちづくり推進課
家族経営協定の推進	農業分野で推進している家族経営協定を、商工業分野においても推進し、家庭での就業環境を話し合い見直すことで、男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。	商工観光課 農業委員会
各年代に対応した講演会・講座等の開催	中学、高校生を対象にした講演会の開催や、結婚適齢期の男女を対象とした講演会を開催するなど、各年代に応じた学習等の機会を提供することで、市民の意識啓発を図ります。	関係各課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
意識調査や情報資料の収集・提供	毎年度市民意識調査を実施することで、市民の意識を把握するとともに、リーフレットの作成やあらゆる媒体を通じて広く情報の提供を行います。	まちづくり推進課 関係各課
市広報紙やSNSを活用した啓発	市広報紙やホームページのほか、若者世代を対象としたSNSの利用などをとおし、市民、企業、事業者などへ男女共同参画の意識啓発を行います。併せて男女共同参画に係るイベント情報などを発信します。	関係各課
市の刊行物等における男女共同参画の視点に立った表現の推進	市が発信する情報や刊行物において、男女共同参画の視点に立った表現を心がけます。また、漫画調のリーフレットなど若い世代にも親しみやすいものでの啓発を検討します。	まちづくり推進課 関係各課
広報広聴事業の充実(情報の提供)	男女共同参画に関する情報について、効果的な情報発信に努めることで、男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。	政策秘書課
第3次銚田市男女共同参画計画の活用	男女共同参画の推進に配慮すべき点をまとめた第3次銚田市男女共同参画計画を職員全体に周知し、活用を促進します。	まちづくり推進課
男女共同参画に関する資料の収集と提供	図書館蔵書資料に男女共同参画に関する図書資料を各世代に応じた内容で収集することで、男女共同参画の推進に寄与します。	図書館
相談事業の充実	男女共同参画の視点に立った相談の助言・指導を行います。また、他の専門機関と連携を図り、早期の問題解決につながるように、相談窓口の充実や情報の周知徹底を図っていきます。女性のみならず男性も相談できる体制の整備推進を図ります。	子ども家庭課 介護保険課
国際交流による多彩な価値観の理解促進	市民レベルでの自主的な国際交流活動を支援し、訪日外国人等が安心して暮らせる住みやすい環境を構築していくことで、多彩な価値観に対する理解を促進します。	まちづくり推進課
情報教育の推進	学校教育や生涯学習において、情報活用能力を育成するなかで、適切な情報を主体的に選択できる判断力の養成を図ります。また、近年は、SNS等を介したトラブルが増加しており、未然に防ぐための周知等を行います。	指導課 生涯学習課

## (2) 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者の保護

### 【課題】

市民の9割を超える方が「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉を知っていることがわかりました。言葉の認識のみならず、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識も広く社会に周知するとともに、社会的・文化的に形成された社会的性別（ジェンダー）の視点にたった人権尊重と、暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていくことが必要となります。

市民意識調査において、全体の約21%が「何らかの暴力を受けたことがある」と回答がありましたが、その中で「どこにも相談しなかった」という人が約57%いました。その理由として、「相談しても無駄だと思った」、「自分が我慢すればよいと思った」という回答が多くなっています。

どこに相談するのが適切なのか、相談することでどのような支援を受けられるのかなど、市民に対し周知徹底を図るとともに、被害者への適切な対応を迅速に行える相談体制の整備が必要となります。

### 【基本的な方向性】

広報紙、ホームページ、SNSをはじめ、様々な媒体等をとおして暴力に対する意識啓発を行うとともに、被害に遭ってしまった場合に、女性だけでなく、男性も含め全ての人気が気軽に相談できる体制の整備や、専門的知識を有する相談員の設置に努めます。

また、若者世代に対しては、お互いに相手を尊重する関係を築く教育を通じた予防のための取り組みを推進します。

### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
相談事業の充実（再掲）	男女共同参画の視点に立った相談の助言・指導を行います。また、他の専門機関と連携を図り、早期の問題解決につながるよう、相談窓口情報の周知徹底を図っていきます。 女性のみならず男性も相談できる体制の整備推進を図ります。	子ども家庭課 介護保険課
男女間の暴力に対する意識啓発の推進	すべての市民に「DVは重大な人権侵害である」という認識が共有されるよう、様々な媒体を活用し、DVに関する啓発に努めます。また、DVやストーカー、セクシャル・ハラスメント防止など、男女間の暴力に関する制度の周知を図ることで、暴力に対する意識啓発を図ります。	関係各課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
児童虐待防止の推進	児童の健全育成と福祉の増進を援護するため、家庭児童相談員等が電話・来室相談、家庭や学校訪問などを通じて児童相談に努め、関係機関と連携し児童虐待の防止に努めます。	子ども家庭課
被害者保護および自立支援のための関係機関との連携	相談員による電話及び面接相談により、家庭内における問題の状況を把握し、対応や解決方法などを指導・助言するとともに、関係機関と連携しながら、被害者情報の早期収集および被害拡大の防止に努めます。	子ども家庭課
高齢者虐待防止の推進	高齢者（65歳以上）に対して、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及びセルフネグレクト（自己放任）があった場合に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた者に対する適切な支援を行います。	介護保険課
高齢者における権利擁護の推進	いつまでも高齢者が男女で協力して尊厳のある生活を維持し、安心して生活を営むことができるよう高齢者へのDVについて研修会・情報提供を行い、支援します。	介護保険課
関連機関との連携強化	医療機関・警察・女性相談所・児童相談所・保健センター・福祉事務所等、各関係機関で連携をとり、相談者または事例に対し、適切な対応ができるような体制づくりを推進します。	子ども家庭課 健康増進課
人権教育の推進	幼少期から社会人になるまで、全ての市民を対象として、人権に係る意識啓発を推進することで、男女の人権に対する意識の醸成と差別のない社会の形成を目指します。	社会福祉課 生涯学習課
情報教育の推進（再掲）	学校教育や生涯学習において、情報活用能力を育成するなかで、適切な情報を主体的に選択できる判断力の養成を図ります。 また、近年はSNS等を介したトラブルが増加しており、未然に防ぐための周知等を行います。	指導課 生涯学習課
銚田市障害者基本計画・銚田市障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進	障害を持つ男女が、差別されることなく自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害者基本計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画を推進します。	社会福祉課

## Ⅱ 「男女(ひと)」と「社会」をつむぐ

### ■□現状と課題□■

市民意識調査では、日常の家事などの分担については、「家事（掃除、洗濯、食事のしたく、食事の後片付けや食器洗い）」や「育児や高齢者の世話・介護」、「家計費管理・預貯金などの財産管理」について、「妻が行っている」という回答が多くなっており、依然として女性の負担が大きくなっています。

一方、政策・方針決定過程においては、男性の方が優遇されていると感じている人が多い現状があり、分野によって男女の参画や地位に差がみられています。

人々が生活する基盤となる「社会」において、男女共同参画を推進していくことが、意識を社会全体に広げていくにあたり重要なこととなるため、制度周知や意識啓発を行っていく必要があります。

また、社会的性別（ジェンダー）による性別役割分担意識を見直し、男女が協力して家事・育児・介護等を担う必要性・重要性の啓発、子育て家庭に対して各種教室や講座等学習機会の提供を行うなどし、男女がともに参画できる社会づくりの促進を図る必要があります。

### 【成果指標】

指 標 名	現状値 (H29 年度)	目標値 (H34 年度)	データソース
「家庭生活」において男女の地位は平等になっていると思っている人の割合	26.1%	35.0%	市民アンケート
「育児」について主に妻が担当している家庭の割合	14.7%	10.0%	市民アンケート
市が主催する各種審議会等における女性委員の割合	25.8%	40.0%	各課資料

## （１）地域生活における男女共同参画の推進

### 【課題】

男女が地域の活動の中でそれぞれの力を十分に発揮し、各種活動に参画できるよう、より多くの地域人材を生かして地域活動を活性化し、地域力を高めるよう各種施策を推進していくことが必要です。

市民意識調査では、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「男性自身の抵抗感をなくすこと」、「コミュニケーションをよくはかること」という回答が多くなっています。

また、地域生活における女性の役割は、防災面において東日本大震災を契機に重要視されてきていることから、地域における女性の活躍推進を図る必要があります。

### 【基本的な方向性】

少子高齢社会、核家族・共働き家庭などを支えるうえでも、地域コミュニティなどの果たす役割が重要であるため、地域活動を行う女性リーダー等の育成を行います。

また、自治会活動等の地域活動は、男性が中心となっている現状があることから、女性が参加しやすい雰囲気や時間帯の設定を行い、女性の地域活動への参加を促進します。

### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
青少年の健全育成	青少年が男女分け隔てなく健やかに成長できるように、学校、地域、家庭が連携し各種事業に取り組むことで、青少年の健全育成を図ります。	教育総務課 生涯学習課
地域福祉の推進	地域福祉計画を策定し、男女を問わず福祉を担う人材を育成しながら、市民による福祉活動と行政による公的なサービスの結びつきを強固にし、支援が必要な人を地域で支える体制の整備を図ります。	社会福祉課
高齢者クラブの活動促進	高齢者の健康や意識の多様性にあつた支援を行い、活動の活性化を図ることで、高齢者夫婦がお互いを助け合い、思いやりを持って生活を送れるように男女共同参画の推進を図ります。	介護保険課
地域包括ケアシステムの推進	地域包括ケアシステムの推進により、地域社会全体で在宅の高齢者等を支え合い、最適・効果的かつ確実な福祉・保健・医療の各種在宅サービスを受けることで、高齢者の地域活動の活性化を図ります。	介護保険課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
市民によるまちづくりの推進	男女がともに暮らしやすいまちをつくるため、市民主体による自発的で多様なまちづくり活動を支援し、身の回りの課題は自ら解決する、自助、共助意識の浸透を図ることで協働のまちづくりを進めます。	まちづくり推進課
女性参加を促すための意識の啓発の推進	男女共同参画を推進することにより、地域の連帯感を深め、女性が活躍できる地域社会活動を進めるため意識の啓発に努めます。 誰でも参加しやすいボランティア活動により、女性の地域社会活動への参加意欲の向上を図ります。	まちづくり推進課 社会福祉課
ネットワーク化の促進	団体・グループ等の自主的な地域社会活動を活性化し、男女共同参画を推進するため、相互の情報交換および交流を推進します。	関係各課
女性リーダーの育成及び活動拠点整備の検討	地域の中で女性の果たす役割はますます重要となることから、女性指導者の育成を図るための学習機会の提供及び女性の活動拠点となる施設の整備の検討を行います。	関係各課
消防団女性部の充実	災害時等における女性の役割については、避難誘導や避難所の開設時など、特に重要となることから、消防団女性部の充実を図ります。	総務課

## (2) 学校生活における男女共同参画の推進

### 【課題】

次世代を担う子どもたちの教育の場は、男女共同参画意識を育む重要な場でもあります。発達段階を踏まえ、人権尊重を基盤とした男女平等教育と、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を順次推進していくことが必要です。

市民意識調査では、学校の場における男女の地位については、「平等になっている」という回答が半数以上を占め、他分野に比べ男女共同参画の意識は根付いているものと考えられます。

その一方で、学校におけるPTA活動などは、主に母親が参加するなど、父親の子育て・教育に対する意識はまだ低いことから、父親の学校における家庭教育学級等への参加を促すことで、男女が共に協力して子どもを教育するという意識の醸成を図る必要があります。

### 【基本的な方向性】

学校生活の場において、引き続き男女共同参画に関する意識の醸成を図るとともに、教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

また、家庭教育学級における男性の参加促進や親も一緒になって学ぶ機会をつくり、家庭も含めて男女共同参画の意識向上に努めます。さらに、現在高校生を対象に実施している男女共同参画に関する講演会を、中学生などへの拡大を検討し、より一層の男女共同参画教育を推進します。

### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の充実	幼少期からの男女共同参画の趣旨を踏まえた教育等を通じて、男女の固定意識の解消に努めるとともに、親と子が一緒に学ぶ機会を提供することにより、父親の教育への参加を促し、男女が共に子育てに参加できる環境づくりを推進します。	子ども家庭課 教育総務課 指導課
男女が協力し合って活動する場の創出	児童・生徒会やPTAの活動など、男女が協力して活動できる場を創出することで、学校生活における児童・生徒や保護者の男女共同参画の機運を高めます。	指導課 生涯学習課
家庭教育支援の充実	学校ごとに家庭教育学級を開設し全ての保護者を対象として家庭教育を支援します。また、ボランティアの協力のもと託児等に取り組むことで、働いている父親や母親が参加しやすい環境をつくり、誰もが子どもの教育に携わる機会を提供するとともに、父親の積極的な参加を促していきます。	生涯学習課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
安全で安心できる居場所の提供	両親が働いている児童や子どもたちが放課後等において、安心できる居場所を提供することで、子どもたちの健やかな成長と健全育成を図ります。	子ども家庭課 生涯学習課
個性を生かした指導の推進	性別にかかわらず、本人の個性や能力を生かし、希望を尊重した学習や指導を行うことで、男女共同参画を推進します。	指導課
相談事業の充実（再掲）	男女共同参画の視点に立った相談の助言・指導を行います。また、他の専門機関と連携を図り、早期の問題解決につながるように、相談窓口情報の周知徹底を図っていきます。 女性のみならず男性も相談できる体制の整備推進を図ります。	子ども家庭課 介護保険課
学校における相談業務の強化	適応指導教室設置や、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの派遣など児童生徒の心のケア、保護者や教職員に対して男女共同参画の視点に立った相談業務を行います。	指導課
思春期保健の充実	関係機関と連携しながら、思春期の心と身体に関する正しい知識の普及と主体的な判断ができる指導・相談体制の充実を図ります。	健康増進課 指導課
健康診査・健康相談の充実	男女それぞれが健康状態を維持し、健康で健やかな生活を送ることが男女共同参画を推進する土台となることから、各種健康診査を実施するとともに、健康相談の充実を図ります。	保険年金課 健康増進課
学校や家庭における性教育の充実	家庭教育学級、保健事業を通じ、性に関する正しい知識や男女間の性差を正しく認識するため、性教育の充実を図ります。	健康増進課 指導課 生涯学習課
情報教育の推進（再掲）	学校教育や生涯学習において、情報活用能力を育成するなかで、適切な情報を主体的に選択できる判断力の養成を図ります。 また、近年はSNS等を介したトラブルが増加しており、未然に防ぐための周知等を行います。	指導課 生涯学習課
保育所・幼稚園・学校における教職員研修の充実	教職員等を対象とした様々な研修を通して、男女共同参画の理念について認識を深め、意識向上を図ることで、幼少期からの男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。	総務課 子ども家庭課 指導課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
各年代に対応した講演会・講座等の開催（再掲）	中学、高校生を対象にした講演会の開催や、結婚適齢期の男女を対象とした講演会を開催するなど、各年代に応じた学習等の機会を提供することで、市民の意識啓発を図ります。	関係各課
A L Tの活用による国際理解及び多文化交流の推進	A L T (外国語指導助手) の活用・交流により児童・生徒の国際感覚の醸成を図ることで、多文化の理解力の向上と、在日外国人とのコミュニケーション能力の強化を図ります。	指導課

### （３）家庭生活における男女共同参画の推進

#### 【課題】

男女共同参画社会の実現には、家庭において男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が求められています。

しかし、市民意識調査「家庭生活における男女の地位について」の項目における「平等」という回答は約26%に留まっており、「男性の方が優遇されている」という回答がその2倍以上となっている現状があります。

男性の家庭における参画を推進することが、家庭生活における男女共同参画の推進につながることから、男性の家庭生活に対する参画の推進が必要になります。

#### 【基本的な方向性】

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、女性のための取り組みだけでなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。こうした認識を男性にも広められるよう、啓発を推進します。

また、男性を対象にした料理など家事を学ぶ機会を創出することで、家庭生活における男性の参加促進を促します。

#### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
銚田市パパ・ママ感謝の日運動（再掲）	パパ・ママ感謝の日の運動を検討し、家庭生活内において男女がお互いに感謝する日を設けることにより、家庭における男女共同参画を推進します。	まちづくり推進課
家族経営協定の推進（再掲）	農業分野で推進している家族経営協定を、商工業分野においても推進し、家庭での就業環境を話し合い見直すことで、男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。	商工観光課 農業委員会
家庭の生活セミナーの開催	家庭における男女共同参画促進のため、家事育児等の家庭生活に関する講座を結婚適齢期の世代を対象に開催し、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	まちづくり推進課
結婚支援事業の開催	家庭における男女共同参画の主たるフィールドは結婚生活となりますが、市内での未婚率が上昇していることを踏まえ、結婚支援を行い、男女共同参画に取り組むことのできる環境づくりを支援します。	まちづくり推進課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
各年代に対応した講演会・講座等の開催（再掲）	中学、高校生を対象にした講演会の開催や、結婚適齢期の男女を対象とした講演会を開催するなど、各年代に応じた学習等の機会を提供することで、市民の意識啓発を図ります。	関係各課
家族介護教室の開催	介護方法や介護予防の知識、介護技術の習得のための家族介護教室を開催し、男女問わず、介護技術の普及を継続的に推進します。	介護保険課
男性の料理教室の開催	男性を対象に、食生活改善推進員と連携し、健康に配慮した家庭で簡単にできる料理教室を開催し、食事の健康に及ぼす影響を学ぶとともに、味わう喜び、作る楽しみを学ぶことで家庭における男女共同参画を推進します。	健康増進課
子育てに係る各種健診・講座への男性の参加促進	妊娠・出産・育児・家庭内での男女共同参画に関する学習の機会を提供するとともに、男性の育児・健診等への参加を促すことで、家庭における男性の参画を促します。	子ども家庭課 健康増進課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と推進	仕事と生活の調和を実現させることが、家庭生活における男女共同参画に繋がることから、市内事業所等に対する啓発活動や市民に対する周知を充実させることで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	商工観光課
男性の育児・介護休業取得の推進	育児・介護休業制度の周知を図るとともに、事業所に対し働きかけを行い、男性の制度利用の拡大を促すことで、家庭における男女協参画の推進を図ります。	総務課 商工観光課
家庭教育支援の充実（再掲）	学校ごとに家庭教育学級を開設し全ての保護者を対象として家庭教育を支援します。また、ボランティアの協力のもと託児等に取り組むことで、働いている父親や母親が参加しやすい環境をつくり、誰もが子どもの教育に携わる機会を提供するとともに、父親の積極的な参加を促していきます。	生涯学習課
思春期保健の充実（再掲）	関係機関と連携しながら、思春期の心と身体に関する正しい知識の普及と主体的な判断ができる指導・相談体制の充実を図ります。	健康増進課 指導課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
相談事業の充実（再掲）	<p>男女共同参画の視点に立った相談の助言・指導を行います。また、他の専門機関と連携を図り、早期の問題解決につながるように、相談窓口の充実や情報の周知徹底を図ります。</p> <p>女性のみならず男性も相談できる体制の整備推進を図ります。</p>	<p>子ども家庭課 介護保険課</p>

#### (4) 防災分野における男女共同参画の推進

##### 【課題】

2011年の東日本大震災発生時には、地域における共助の大切さが改めて認識されはじめました。

平時より地域における個々の役割分担を明確にし、災害時に落ち着いて行動ができるよう備えておく必要があります。

災害復旧や避難所運営の場面では、女性の視点や行動力が欠かせなくなっており、男女のニーズの違いに考慮した防災対策を図る必要があります。

そこで、災害に対しては、日頃からの協力体制を構築し、男女のニーズの違いを考慮した防災対策を推進することが必要となっています。

##### 【基本的な方向性】

地域防災計画を策定する際や避難所運営委員会等を検討する際の女性の参加を推進し、女性の意見が届きやすい環境づくりを行います。

また、消防団女性部員の確保に努めるとともに、平時より防災活動を推進するため消防団女性部の充実を図ります。

なお、国においても、災害対策基本法が改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進する規定が盛り込まれており、災害時に男女がともに協力して乗り越えられるよう、日頃からの協力体制を呼びかけるとともに、男女のニーズの違いを考慮し、生活に密着した防災対策を進めます。

##### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
消防団女性部の充実（再掲）	女性消防団員の加入を促進するとともに、平時より女性の視点での防災活動を推進するため消防団女性部の充実を図ります。	総務課
自主防災組織の育成・支援	災害時に被害を最小限に抑えるため、共助の観点から、地域の自主防災組織の組織化を図るとともに、平時より地域における男女の役割分担を明確にし、災害時に落ち着いて行動ができるよう体制整備を支援します。	総務課
女性の視点に配慮した避難所運営の構築	東日本大震災の経験を踏まえ、地域防災計画に基づく、男女のニーズの違いに考慮した備蓄品の整備や避難所運営の構築を図ります。	総務課

## （５）子育て・介護支援における男女共同参画の推進

### 【課題】

子育てについては、女性が主として担っている現状があり、この分野における男女共同参画を推進するためには、男性の参画が必要となります。市民意識調査の「男性が子育てに積極的に参加していくために必要なこと」という設問にたいして、「男性自身の抵抗感をなくすこと」という回答が多くを占めており、積極的参画への意識付けを行っていく必要があります。これは介護についても同様の現状があり、それぞれの分野においての意識醸成が必要となっております。

また、女性が安心して妊娠・出産・子育ての時期を過ごすことができるよう、きめ細やかな母子保健サービスを提供するとともに、法や制度の周知に努める必要があります。

### 【基本的な方向性】

総合的な子育て支援の必要性が増しているため、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、子育て家庭や子どもを地域全体で支えていくため、地域ぐるみの子育て支援を充実していくことが求められていることから、「銚田市子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種サービス等の充実を図ります。また、妊娠中・出産・子育て後も安心して働けるよう、職場での理解促進を図るとともに、育児・介護休業取得の促進、子育て・介護のしやすい環境の充実を図るなど、男性の育児・介護への参加を促進します。

介護の問題については、社会的解決を図るため介護保険制度が導入され、主に女性が担っていた在宅介護の負担は軽減されてきましたが、介護が必要になっても安心して生活できるよう、「銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」による介護サービス等の充実を図ります。

### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
地域子育て支援センターの充実	子育て親子の交流の場を提供し交流を促進するとともに、子育て等に関する相談や支援を行います。また、子育て支援に関する講習等への父親の参加を促し、父親の積極的な育児への理解が深まるよう努めます。	子ども家庭課
ファミリーサポートセンター事業の充実	児童の預かりの支援を受けたい方と当該援助を行いたい方との相互援助活動により、子育て支援及び女性の就労を支援することで女性の社会進出をサポートします。	子ども家庭課
保育事業の充実	一時保育や延長保育など各種事業の周知を図ることで、保護者の多様なニーズに応え、女性の就労を支援し、女性の社会進出をサポートします。	子ども家庭課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
幼保一元化の検討	男女がともに働きやすい環境を整備するため、育児ニーズの多様化及び効率的な育児サービス環境の充実を図るため、公立保育所のあり方及び幼保一元化について検討します。	子ども家庭課 教育総務課
夢いっぱい子育て支援事業	子育ての相談や保護者の仲間づくりに寄与するため、子育て支援センター「のびっこ」を運営し、子育て家庭への男女共同参画に関する情報提供や育児支援を図ります。	第一保育所
放課後児童健全育成事業	小学校就学児童を対象に、放課後等の安全な居場所を提供することで、男女共に安心して働くことのできる環境づくりを支援します。	子ども家庭課
地域包括支援センターの充実	高齢者の支援を長期的に行える専門職を配置し、高齢者の総合相談窓口の機能を高め、何歳になっても男女が協力して生活を送ることができる環境づくりを支援します。	介護保険課
地域ケア体制の充実	関係機関等と連携しながら、要援護者の見守り活動等、地域での生活支援のためのネットワークづくりに努めます。	社会福祉課 介護保険課
家族介護教室の開催（再掲）	介護方法や介護予防の知識、介護技術の習得のための家族介護教室を開催し、男女問わず、介護技術の普及を継続的に進めます。	介護保険課
シルバーリハビリ体操教室の推進・体操指導士の養成	男女の分け隔てなく高齢者が参加できる介護予防教室「シルバーリハビリ体操」を推進します。併せて、地域の介護予防の担い手でもある「シルバーリハビリ体操指導士」の養成を行います。	介護保険課
男女共同参画の視点に立ったサービス提供の充実	男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者施策を推進するとともに、必要なサービスを選択し利用しながら、個々の尊厳が維持できるよう情報を発信します。	社会福祉課 介護保険課
相談事業の充実（再掲）	子育て・介護に関する市民が抱える悩みは多岐に及んでおり、子育て、介護、就労、生活、家庭内の男女共同参画等について適切に対応していけるよう、男女を問わず気軽に相談できる体制の充実に努めます。	子ども家庭課 介護保険課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
介護教室等の開催	男女の固定的役割分担意識にとらわれることなく男女ともに介護支援できるよう、男性の参加が得られる介護教室や講座を開催し、介護支援の充実に努めます。	介護保険課
仕事と育児・介護の両立に関する制度の周知	市役所職員、市民や事業所に対し、育児・介護休業制度の周知徹底や制度の活用に向けた働きかけを行い、男女が共に育児・介護に参画できる環境づくりを支援します。	総務課 商工観光課
子育て・介護のしやすい環境の充実	男性用トイレへのオムツ替え台の設置など、男女が共に子育て・介護に取り組みやすい環境の充実に努めます。	関係各課
保育・介護を支える人材の育成	保育・介護を担う人材を育成するとともに、学んだ知識を活かせる機会の充実を図ります。	子ども家庭課 介護保険課
男性の料理教室の開催 (再掲)	男性を対象に、食生活改善推進員と連携し、健康に配慮した家庭で簡単にできる料理教室を開催し、食事の健康に及ぼす影響を学ぶとともに、味わう喜び、作る楽しみを学ぶことで介護・子育てにおける男女共同参画を推進します。	健康増進課

## （6）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

### 【課題】

政策・方針決定過程においては、男性の方が優遇されていると感じている人が多い現状があります。この分野での男女共同参画を推進するには、女性の参画を推進するとともに、審議会・自治会役員等あらゆる分野への女性の登用の促進などを図っていく必要があります。

また、女性が会議等へ参加しやすい環境づくりを行い、方針決定過程での女性の意見が反映される体制づくりを行っていく必要があります。

### 【基本的な方向性】

市職員においても女性幹部が少なく、職種や所属によって男女の構成比が偏っている場合もあります。国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%」という目標達成に向けて、採用後の職員配置や職員の能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、様々な角度からの取り組みを行います。また、事業所・団体等にも方針決定過程への女性の参画拡大について働きかけます。

会議等については、開始時間・終了時間を明記するなど、女性が参加しやすい開催に努めます。

### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
議会報告会の充実	政策・方針決定分野における男女共同参画を進めていくには、市政に興味を持ってもらうことが重要であることから、報告会の手法等について検討し、充実に努めます。	議会事務局
各審議会等への女性の参加促進	市の審議会及び委員会において女性委員を積極的に登用、女性の声により反映される体制づくりに努めます。	全課
女性職員の積極的な登用及び職域の拡大	女性職員の積極的な登用や、性別にかかわらず職員配置を行うために、男女の事務分担の平等化に努め、職務内容や配置を見直し、職域の拡大を推進し、男女がより平等に働くことのできる体制づくりに努めます。	総務課
期日前投票立会人・投票立会人の女性登用	各選挙における期日前投票立会人・投票立会人に女性の登用を推進します。	選挙管理委員会

取り組み項目	取り組み内容	担当課
女性団体等の活動支援	男女共同参画に関する講座や講演会等の情報提供などの支援を行い、女性活躍推進のための環境整備に努めます。	関係各課
女性農業委員の登用の推進	女性農業委員の登用を積極的に推進、女性の声により反映される体制づくりに努めます。	農業委員会
参加しやすい環境づくり	会議や報告会等については、実施時間帯の配慮のみならず、開始時間だけでなく終了時間も明記するなどし、多くの人が参加しやすいように努めます。	全課

### Ⅲ 「男女(ひと)」と「働き方」をつむぐ

#### ■□現状と課題□■

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要です。女性を取り巻く就労環境については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、子育て環境の充実等により、M字カーブがなだらかになってきたほか、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

しかし、市民意識調査では、職場における男女平等について、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が約6割あり、職場における男女間の格差は依然として残っていることが見受けられます。

企業や事業所においては、男女間の格差をなくし、職場におけるハラスメント防止対策を推進し、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しの推進など、積極的な取り組みが不可欠です。そのためには企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を効果的に推進していくことが重要となります。

本市の基幹産業である農業においては、女性従事者が全体の44%を占めており、また、6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっていますが、農業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではない現状にあります。女性が男性と対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取り組みを推進していく必要があります。

#### 【成果指標】

指 標 名	現状値 (H29 年度)	目標値 (H34 年度)	データソース
「職場」において男女の地位は平等になっていると思っている人の割合	20.9%	35.0%	市民アンケート
個人の生活において「仕事」と「家庭生活」をともに優先している人の割合	20.1%	30.0%	市民アンケート

## (1) 男女にかかわらず差別や格差の無い働き方の推進

### 【課題】

職場における男女の地位については、全体の約 60%が「男性が優遇されている」と感じている一方、平等と感じている人は全体の約 20%となっており、女性のさらなる活躍が必要とされています。市民意識調査の「女性の活躍が推進されている」という状態については、「出産しても、子育て期間中でも仕事を続ける女性が増えること」が最も多く、女性が働き続けることができる環境づくりが必要とされています。

また、それを実現するためには、女性自身がエンパワーメントする（力をつける）必要があるだけでなく、「夫の理解や家事・育児などへの参加」も重要とされており、男性に向けた理解の促進、参画意識の醸成を図っていく必要があります。

働く側の意識や環境づくりのみならず、事業者に対しても同様の取り組みを行い、働きやすい環境づくりの支援も行う必要があります。

### 【基本的な方向性】

今後は、女性が出産しても、子育て期間中でも、仕事を続けることができる環境づくりや、育児を終えて再び就職しようとする方や離職者・転職者が再チャレンジできるよう支援を行うとともに、男性の理解促進、参画意識を高めるための啓発を行います。

また、男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクション（積極的な取り組み）に対して、国が援助を実施することになりました。働く女性が性により差別されることなく、能力を十分発揮できるよう、雇用主等に対して各法令や国・県の取り組み等を積極的にPRするとともに、人材の適材適所への配置等の啓発を行います。

### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
男女雇用機会均等に関する周知徹底	男女雇用機会均等の理念を周知徹底するため関係法令等の周知に努め、男女共同参画に向けた意識醸成を行います。	総務課 まちづくり推進課 関係各課
市内事業所等との連携	市内事業所等と連携を図りながら、男女の均等な取り扱いが実現できるよう各種法制度の啓発を行います。	商工観光課
地域職業相談室の充実	銚田市地域職業相談室において、関係機関と連携しながら、再就職に対する情報提供や相談の充実を図ります。	商工観光課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
女性のチャレンジ支援	女性がその個性と能力を発揮できる就業機会の確保を図るため、各種研修会の開催や情報提供の充実を図るとともに、補助金を活用し起業意欲のある女性の支援に努めます。	商工観光課 関係各課
市女性職員のキャリアアップ	女性がその個性と能力を発揮して、管理職登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発やキャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図り、女性の活躍を推進します。	総務課
男性の理解の促進	女性の活躍を促進していくためには、女性の意識を高めるだけでなく、男性の理解や協力が不可欠であるため、様々な意識啓発を行い、固定的性別役割分担意識にとらわれない環境づくりに努めます。	まちづくり推進課 関係各課
シルバー人材センターの充実	男女ともにいつまでも健康でいきいきと働く場の確保を図るため、シルバー人材センターの会員確保と就業機会確保に努めます。	介護保険課

## (2) 農林漁業・自営業における男女共同参画の推進

### 【課題】

誰もが個人として能力を発揮する機会が確保されるよう、男女の均等な機会と待遇の確保に向けた働く場での環境づくり、働き続けながら育児や介護ができる環境の整備、男女間格差の是正などを行うことが必要です。

市民意識調査では、「農林漁業」、「自営業（小売業、サービス業、製造業など）」の方で、女性が参画して実践していることとしては、「就業時間を決めている」が最も多く、次いで「定期的な休日を決めている」、「家事を家族で分担している」となっていますが、いずれの回答も3割未満となっており、男女共同参画を進めていくには、男女が共に働きやすい環境づくりを支援していく必要があります。

### 【基本的な方向性】

農林漁業・自営業の方の中には、家族経営的な事業所もあり、それらの事業所では生活の場と生産の場が一体となる場合が多く、女性は仕事をしながら家事・育児・介護等を担っている状況があります。女性が能力を十分発揮し、正當に評価され、経営活動や地域活動に参画できる環境づくりを整えられるよう支援します。

また、家族経営協定について、農林漁業のみならず、商工業についても広げていけるよう啓発を行います。

農林漁業・自営業における男女共同参画の取り組みを支援するための情報提供を行い、農業ヘルパー等の制度や働く場におけるあらゆるハラスメントの防止、相談体制の充実に努め、働きやすい職場環境づくりの啓発推進を進めます。

### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
農林漁業における女性の労働に対する理解促進	農林漁業における女性の役割に対する正しい認識と適正な評価への機運の醸成を図り、この分野で働く女性の活躍を支援します。	産業経済課 農業委員会
女性農業士の育成と連携	農業に従事する女性の地位向上および経営参画に向け、女性農業士を育成します。	産業経済課
家族経営協定の締結促進 (再掲)	農業分野で推進している家族経営協定を、商工業分野においても推進し、家庭での就業環境を話し合い見直すことで、男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。	商工観光課 農業委員会
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と推進 (再掲)	仕事と生活の調和実現のため、情報を収集し、啓発活動の充実に努めます。	まちづくり推進課 関係各課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
結婚支援事業の開催 (再掲)	家庭における男女共同参画の主たるフィールドは結婚生活となりますが、近年は未婚率の上昇がみられるため、結婚支援を行うことで、この分野における男女共同参画の体制作りを支援していきます。	まちづくり推進課
自営業者への情報提供と 周知	自営業者へ採用や労働条件について、男女共同参画に係る情報の提供・周知を行い、男女が共に働きやすい環境づくりを支援します。	商工観光課
女性農業委員の交流事業	女性農業委員の活動強化に向けた相互研鑽、交流会へ参加します。	農業委員会

### (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 【課題】

個人のライフスタイルは、複雑化した社会とともに多様化しており、男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援が欠かせません。

市民意識調査では、仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活の状況について、理想は「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」という回答が最も多くなっていますが、現実では、「仕事」を優先している」という回答が4割以上となっており、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性についての周知を行い、理想へ近づけていく必要があります。

また、「生活」をより豊かなものにするために、新しい趣味や生きがいを見つけることのできる環境づくりを支援していく必要があります。

#### 【基本的な方向性】

仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらします。あらゆる職場において、男女の雇用の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことのできる環境づくりを促進します。

また、男女がともに協力して家事・子育て・介護等に取り組むことのできる、家庭生活と職業生活、地域活動の両立を目指し、企業等へも意識改革が行えるよう、講演会等を行い、ワーク・ライフ・バランスの必要性や内容について、パンフレット等による情報の発信を行います。

#### 【具体的な取り組み】

取り組み項目	取り組み内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と推進（再掲）	仕事と生活の調和実現のため、情報を収集し、啓発活動を充実します。	まちづくり推進課 関係各課
事業者に対する情報提供および啓発活動の推進	事業者に対し、男女の能力発揮や環境整備にむけた情報提供を行い、啓発活動を推進します。	商工観光課
多様な労働環境の整備促進	事業者に対し、ライフスタイルや価値観に応じた多様な就労形態の導入に向けた情報提供や、各種助成制度の周知を行います。	商工観光課
生涯学習活動の推進	男女が共により良い「生活」を送れるようにするために、新しい趣味や生きがいを見つけることのできる各種教室等を開催します。	生涯学習課 関係各課
余暇充実事業への支援	団体が実施するまちづくり事業を支援し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを推進します。	まちづくり推進課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
地域子育て支援センターの充実（再掲）	子育て親子の交流の場を提供し交流を促進するとともに、子育て等に関する相談や支援を行います。また、子育て支援に関する講習等への父親の参加を促し、父親の積極的な育児への理解が深まるよう努めます。	子ども家庭課
ファミリーサポートセンター事業の充実（再掲）	児童の預かり支援を受けたい方と当該援助を行いたい方との相互援助活動により、子育て支援及び女性の就労を支援することで女性の社会進出をサポートします。	子ども家庭課
シルバーリハビリ体操教室の推進・体操指導士の養成（再掲）	男女の分け隔てなく高齢者が参加できる介護予防教室「シルバーリハビリ体操」を推進します。併せて、地域の介護予防の担い手でもある「シルバーリハビリ体操指導士」の養成を行います。	介護保険課
家族経営協定の締結促進（再掲）	農業分野で推進している家族経営協定を、商工業分野においても推進し、家庭での就業環境を話し合い見直すことで、男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。	商工観光課 農業委員会
仕事と生活の両立支援	家庭における男女共同参画を促進し、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実、子育て・介護と仕事の両立の実現を図る環境づくりに努めます。	子ども家庭課 介護保険課
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の広報・啓発	雇用条件や職務内容の男女平等を実現し、真に働きやすい職場にするため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の制度が職場で十分活かされるよう、広報・啓発に努めます。	総務課 商工観光課

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、第4章において述べた取り組みについて、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されており、男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。そのため本計画の実施においては、総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課との調整・連携を図りながら全庁的に取り組みます。

また、本計画の進行管理は、担当各課により事業進捗管理を行い、「銚田市男女共同参画推進委員会」に諮り、市民と庁内担当各課の連携と整合性のとれた施策を推進します。

### 2 計画の評価方法

毎年次各施策の進捗状況を調査し、各施策の進行管理を行います。また、「銚田市男女共同参画推進委員会」等において、各担当課で設定した目標値・評価の視点を用いてそれら进行评估し、次年度の改善へつなげていきます。

なお、各担当課での事業実施については、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。



## 資料編

## 1 関連法令

## (1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**（地方公共団体の責務）**

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**（国民の責務）**

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**（法制上の措置等）**

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**（年次報告等）**

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## **第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

**（男女共同参画基本計画）**

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

**(都道府県男女共同参画計画等)**

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関

との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

**第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(平成二十九年六月二日改正)  
(昭和四十七年法律第百十三号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

#### (基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

#### (啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

### 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

#### 第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条の二 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

### 第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

### 第三章 紛争の解決

#### 第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

#### 第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

- 2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

- 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、第十一条第一項及び第十一条の二第一項に定める事項についての労働者と事業主との間

の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十一条の二第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の二第一項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の二第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

## 第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （昭和六〇年六月一日法律第四五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成三年五月一五日法律第七六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 （平成七年六月九日法律第一〇七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の改正規定(「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。)、同法第三十四条の改正規定(「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。)及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定(「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。)、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定(「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。)並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定(「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。) 平成十年四月一日

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

## (国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

## (処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

## (不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上

級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十三年七月一日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一月一六日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年五月三十一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

附 則 （平成一四年七月三十一日法律第九八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(時効の中断に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二〇年五月二日法律第二六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣（第一条の規定による改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。）	観光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。）	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
八	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合（七の項に掲げる場合を除く。）に限る。）	地方運輸局に置かれる政令で定める審議会
九	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	厚生労働大臣又は都道府県知事

- 2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。
- 3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければなら

らないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三十一日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### (3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であること

を認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第一部

#### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

#### 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとること

とは、差別と解してはならない。

#### 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十九年三月三十一日改正)

(平成二十七年法律第六十四号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において

「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

### (この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

### (政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面につ

いては、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺

につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを

発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定により

その効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 2 第3次銚田市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指して、第3次銚田市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3次銚田市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討協議し、市長に提言する。

- (1) 男女共同参画計画の調査研究及び策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤特別職とする。
- 4 委員会に、男女共同参画について専門的知識を有するアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定を終える日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日より施行する。

### 3 第3次銚田市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

番号	区分	氏名	主な経歴等	性別
1	委員長	亀山 彰	銚田市議会議員	男
2	委員	水上 美智子	銚田市議会議員	女
3	委員	亀山 由樹	農業従事者	男
4	委員	田山 翔子	大学生	女
5	委員	佐竹 真之	市内保育所父母の会会長	男
6	委員	中根 智子	大学講師	女
7	委員	坂口 弦太	飲食店経営	男
8	委員	佐藤 景子	銚田市消防団女性部	女
9	委員	高田 清治	農業経営者	男
10	委員	大久保 兵子	自営業	女
11	副委員長	内田 鏡子	経営者	女
12	委員	岸本 嗣史	会社役員	男

## 4 市長への報告文

平成 30 年 3 月 19 日

銚田市長 岸田 一夫 様

銚田市男女共同参画計画策定委員会  
委員長 亀山 彰

### 第 3 次銚田市男女共同参画計画（案）について（報告）

「第 3 次銚田市男女共同参画計画（案）」について、本委員会において慎重に協議を重ね、計画（案）を策定したので、下記の意見を付して報告する。

#### 記

##### 1. 報告の内容

本委員会は第 3 次銚田市男女共同参画計画の策定にあたり、6 回にわたる委員会を開催し、第 3 次銚田市男女共同参画計画（案）をまとめた。

貴職におかれましては、計画（案）の内容を協議いただき、第 3 次銚田市男女共同参画計画を決定されますよう報告する。

##### 2. 本委員会からの意見

新たな第 3 次銚田市男女共同参画計画（案）においては、基本理念を【「意識」がかわる、「社会」がかわる、「働き方」がかわる、「銚田」がかわる】とし、男女があらゆる分野に参画できる社会の実現を目指すことを目標としている。

性別の垣根をこえて、男女それぞれが「自分自身のこと」として参画し、男（ひと）と女（ひと）の想い、男女（ひと）と資源など、世代や分野をこえ紡ぎあわせることで、あらゆる分野において男女がともに協力し合い、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現に向けて、効果的な施策の推進に努められたい。

また、労働力人口の減少が進む中、潜在する女性の能力を活かしていくことは、社会の活性化にとって必要不可欠であり、働き続けたいと考えている女性が増えるなかで、仕事と生活の両立が図られ、その能力を十分に発揮し、女性が活躍できる環境づくりの推進に努められたい。

○留意事項

- ・本計画の趣旨や内容を市民に広く周知し、市民の男女共同参画に対する理解と協力を求め、男女があらゆる分野に参画できる社会の実現に努めること。
- ・本計画の推進にあたっては、社会環境の変化に弾力的に対応するとともに、各種計画と整合・連動を図ること。
- ・本計画を着実に推進するために、施策ごとに個別具体的な実施計画を策定するとともに、計画の検証、評価、見直しといったPDCAサイクルのもとに、効果的な進行管理に努めること。

## 5 第3次銚田市男女共同参画計画策定庁内ワーキングチーム設置要綱

(設置の目的)

第1条 男女共同参画の実現を目指して、第3次銚田市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3次銚田市男女共同参画計画策定庁内ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する関係各課間の連絡調整に関すること。
- (3) その他、男女共同参画の推進に関し必要な事項。

(構成)

第3条 ワーキングチームは別表1に掲げる職にあるものをもって構成する。

- 2 ワーキングチームは各課等の連絡調整並びに情報収集等の事務に従事する。
- 3 ワーキングチームの会議は、必要に応じ総務部企画課長が招集する。

(事務局)

第4条 ワーキングチームの事務局は企画課に置く。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成29年6月21日より施行する。

別表1（第3条第1項）

総務課長補佐	秘書広聴課係長
企画課長補佐	産業経済課長補佐
商工観光課長補佐	社会福祉課長補佐
子ども家庭課長補佐 〔子ども家庭課〕 〔子育て世代包括支援センター〕	介護保険課長補佐
健康増進課長補佐	教育総務課長補佐
生涯学習課長補佐	指導課係長
議会事務局長補佐	農業委員会局長補佐

## 6 計画策定の経緯

	開催日及び 期間	会議名等	会議内容
平成 29年	7月26日	第1回 庁内ワーキングチーム会議	市民意識調査・策定方針等
	7月27日	第1回 計画策定委員会	(1) 委員長・副委員長の選出について (2) 第3次銚田市男女共同参画計画策定方針について (3) 銚田市男女共同参画計画（改定版）の評価について (4) 男女共同参画社会に関する市民意識調査について (5) 新計画の体系案について
	8月21日	第2回 計画策定委員会	(1) 新計画体系における内容の検討について （目標1及び目標2（1）～（4）） (2) 新計画の名称について
	9月27日	第3回 計画策定委員会	(1) 新計画体系における内容の検討について （目標（5）（6）及び目標3） (2) 名称の検討について
	11月21日	第2回 庁内ワーキングチーム会議	たたき台の検討・名称等の検討
	12月7日	第4回 計画策定委員会	(1) 第3次銚田市男女共同参画計画のたたき台について (2) 名称等の検討について
平成 30年	1月19日	第5回 計画策定委員会	(1) 第3次銚田市男女共同参画計画のたたき台について (2) 名称等の検討について

1月25日～ 2月23日	パブリックコメント	意見なし
3月9日	第3回 庁内ワーキングチーム会議	計画（案）の確認
3月19日	第6回 計画策定委員会	(1) 第3次銚田市男女共同参画計画（案）の 決定について (2) 市長への報告について

## 7 用語集

用語	解説
<b>【あ行】</b>	
育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。
一般世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者を指します。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。また、上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、さらに会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者を一般世帯といいます。
SNS	Social Networking Site（ソーシャル・ネットワーク・サイト）の略で、人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトです。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供します。
M字カーブ	女性の年齢別就労率（労働力人口比率、労働力率）を折れ線グラフでみた場合、学卒後と子育て終了後を2つの山とし、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうどMの字のような形になっていることをいいます。
LGBT	性的少数者を指す言葉であり、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称のことを言います。
エンパワーメント	力（パワー）をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

【か行】	
固定的性別役割分 担	「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考 えのことをいいます。女性が「固定的性別役割分担意識」によって社会進出を阻ま れてきた、ということはよく言われますが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければ ならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。

用 語	解 説
【さ行】	
ジェンダー	生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のよう な男女の別を示す概念であり、それ自体に良い、悪い価値を含むものではありません。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、1979 年に国連総会で採択され、日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭 科男女共修等の措置を講じた後の 1985 年に批准しました。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環 境を整備するため、平成 27 年（2015 年）8 月に成立した法律です。この法律によ り、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から、国、地方自治体や労働者 301 人以上の大 企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられまし た。
ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情やその行為がかなわなかったことに 対する恨みから、つきまとい、待ち伏せ、交際の要求、無言電話等を繰り返し行う ことです。
セクシュアル・ハ ラスメント	性的いやがらせのことで、雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を 行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、また はそれを繰り返すことによって就労環境を著しく悪化させること」と考えられてい ます。
選択的夫婦別姓制度	結婚後に夫婦同姓か夫婦別姓かを自由に選べる制度のことです。
【た行】	
男女共同参画社会 基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国 民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的 に推進することを目的として、平成 11 年（1999 年）6 月に公布、施行されました。
男女雇用機会均等 法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法 律」と言います。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、 昭和 61 年（1986 年）4 月から施行された法律です。同法では労働者の募集、採用、

	配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されています。
デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者からふるわれる暴力」のことを示すとされます。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。

用語	解説
<b>【は行】</b>	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）	DVは家庭内の問題として捉えられ、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、平成13年（2001年）10月に施行された同法により、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令などを発することができるようになりました。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことを言います。
ポジティブ・アクション	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれかの一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員採用・登用の促進等が実施されています。
<b>【わ行】</b>	
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことを言います。







あなたと私のチャレンジプラン  
～男女共同参画社会への道標～  
(第3次銚田市男女共同参画計画)

平成30年3月

発行：銚田市

編集：総務部 企画課

〒311-1592 茨城県銚田市銚田 1444-1

電話：0291-33-2111 F A X：0291-32-4443

URL：<http://www.city.hokota.lg.jp>

